

2日目 (3月5日)

第1回福生市議会定例会会議録（第2号）

平成20年3月5日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長 事務取扱	高橋 保雄君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子 ど も 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	藤田 充君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐 員	大迫 曄子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成20年第1回福生市議会定例会議事日程（2日目）

開議日時 3月5日（水）午前10時

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第4号）〕 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 福生市組織条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第2号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第3号 | 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第4号 | 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第5号 | 福生市民会館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第6号 | 福生市体育施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第7号 | 福生市体育館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第8号 | 福生市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第9号 | 福生市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第10号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第11号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第12号 | 福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第13号 | 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第14号 | 福生市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第15号 | 福生市自転車等の放置防止等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第16号 | 福生市再編交付金事業基金条例 |
| 日程第19 | 議案第17号 | 福生市教育センター条例 |
| 日程第20 | 議案第18号 | 福生市後期高齢者医療に関する条例 |
| 日程第21 | 議案第19号 | 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 平成19年度福生市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第23 | 議案第21号 | 平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |

- 日程第24 議案第22号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第23号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第24号 平成20年度福生市一般会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成20年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成20年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成20年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 平成20年度福生市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 平成20年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第32 議案第30号 平成20年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第33 陳情第20－1号 介護保険の改善を国に求める陳情書
- 日程第34 陳情第20－2号 「同居家族がいても生活援助サービスが受けられる」
厚生労働省通達（事務連絡）を徹底させる陳情書
- 日程第35 陳情第20－3号 国民健康保険税に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成20年第1回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定をしておりますので、よろしくお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

5番堀雄一朗君。

（5番 堀雄一朗君質問席着席）

○5番（堀雄一朗君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして商工業振興策について、福祉交通網の試行実施について、特定健診・特定保健指導についての3項目について一般質問をさせていただきます。

1項目目、商工業振興策について、1点目、現状と市での取り組みについて伺います。このところ、商店街及び市内では空き店舗が目立つようになり、日増しにマンション等がふえているように感じられます。都内のにぎわう商店街を幾つか視察してみましたが、そういったところでは空き店舗は一つもなく、こうした元気な商店街には撤退する店があると、すぐに次の店が入ってくるというように、店舗の循環力というものがあるというのが特徴でした。

一方で、福生市内の商店街の様子を見ていくと、衰退気味ではないかというふうに感じております。市では近年の商工業の状況と現状ということで、どのような認識を持たれているのか、データを示していただきたい。これまでの商工業振興策の成果と今後の取り組みについて伺います。

2点目、チャレンジショップ支援事業について伺います。福生市では、総合計画第3期修正後期基本計画をもとに、東京都で策定した21世紀商店街づくり振興プランの指針というものも取り入れ、平成15年3月に、福生市商店街振興プランを策定し、さまざまな施策を推進し、現在に至っています。

この成果は、七夕まつりや桜まつり、商店街まつり等さまざまな人出に具体的にあらわれました。ほかにも商工会、商店街組合との連携をした上でのさまざまな事業、また、事業主をサポートする中小企業向け融資の利子補給なども行ってきています。

空き店舗の件ですが、空き店舗が多くなってきましたとまちがさびれたイメージになるということ、そういうマイナスイメージ、また、これが既存の商店にも影響を与えてしまいます。これからは、市内活性化ということについて商工業者のテーマということに限定せず、市民のまちづくりという観点でとらえ直し、新たな振興策をとっていく必要があるのではないのでしょうか。

近年、全国で大規模店舗が続々と出店され、市内中心地、中心市街地の活性化についてさまざまな試み、取り組みが行われています。空き店舗対策も声高に叫ばれ、さまざまな施策がありましたが、空き店舗が目立つ商店街にはそのままの環境で、単に別の商店を誘致する方法をとっても、出店希望者が少なく、あったとしても一定期間後には撤退して、またそのままになってしまうなど、その定着率も低いものがあるということも言われています。

他市で行っている地域活性化事業ということの一つに「チャンレンジショップ支援事業」というものがあります。この事業は、空き店舗対策としての事業として、一つの空き店舗を小スペースに区切って主婦や高齢者、学生などの、これから何かそういったものに挑戦してみたいという方を中心に、一定期間、格安で出店の場所を提供するものです。また、この空き店舗を解消するという目的以外に、契約期間が終了後には独立してみたいという方に、出店を促していくという事業でした。

この「チャンレンジショップ支援」の形態には、ほかにも空き店舗の場所を特定せず、すぐれた出店プランを募って、入選した企業家に出店時の改装費用を奨励金としてまとまった額を支給。また、さらに出店後も一定の期間、賃料を助成するなど、これら両方をあわせて実施するものもあります。このような空き店舗対策について、市としてのお考えを伺います。

2 項目目、福祉交通網の試行実施についてお伺いします。市内循環バスを福生市にも、との市民の声を公明党会派では議会で訴え始めて9年、視察は3回、一般質問は15回、市民の念願であるバスが平成20年度いよいよ運行開始の予定です。実際の運行の形態、利用の対象者、利用の手順、詳細についてお伺いしたいと思います。

3 項目目、特定健診・特定保健指導について。1 点目、特定健診項目の充実と保健指導について伺います。20年度より医療制度改革として特に重要視されている後期高齢者医療と、特定健診保健指導の二つの改革が実施されます。どちらも大転換であり、これからの市民生活に大きな変化をもたらすことが予想されています。

特定健診・保健指導の内容は市民の健康と将来の国民健康保険財政に大きな改善をもたらすことがそのねらいであり、重要なポイントになります。特に特定健診項目には各市町村が独自に定めて実施すればよいものがあり、この項目に何を入れるのかは問題になると思います。基本健康審査は廃止されますので、この点を踏まえた健診が必要と考えられます。3月15日の広報ふっさで、その内容が紹介されると1日の広報ふっさにも載っておりましたが、特定健診の項目や保健指導の事業内容、これらの

市民周知はどう計画されるのかをお伺いします。

2点目に、近隣市での健診の受診について伺います。市民の生活は病院の利用も含め日常より広範囲に広がっています。受診しやすい環境をつくる上でも、近隣市町村での受診もできるように連携を進めていただきたいというふうに考えます。この点はどのようなになっているのか、現在、どのように計画されているのか、伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。堀議員さんの質問にお答えをしていきます。

商工業振興策についての1点目、現状と市での取り組みについてですが、商業に関する統計資料といたしましては、経済産業省が5年おきに行っております商業統計調査と、その中間年に行われる簡易な商業統計調査がございます。平成16年度に行われました簡易な商業統計調査の直近データでは、市内の事業所のうち小売業の事業所は556件で、平成14年度と比較いたしますと17件の減となっており、商工会の会員数を見ますと、平成18年度の市内の会員数は1224件で、前年度と比較しますと47件の減となっております。

市では、商工業の振興・活性化のため、商工会補助金や指定管理者の委託、あるいはごみ指定袋の販売委託などのほかに、毎年商店街でのイベントや活性化事業への補助事業を行っており、平成19年度では「新・元気を出せ商店街事業費補助金」として約2500万円を予算化し、商店街の振興を図ってきました。また、これは平成15年でございますが、商工会の下にありました活性化懇談会の御意見等が中心になりまして、「新・元気を出せ商店街事業費補助金」を使い、商店街の活性化事業として牛浜駅東口駅前の空き店舗に3店舗を誘致いたしましたり、銀座通りにも誘致をしたというようなケースがございます。

いずれにしましても、この商業の問題と言いますのは、工業の方はまたちょっと別なのでありますが、環境条件が非常に変化をしておりますのと、新しく、これからいろいろなものがまた生まれてくるであろうという、そういうような情報もいろいろありますけれども、いずれにしましても、それぞれの商店街の中でどうしていくかという問題と、それから非常に商業圏が広域になったということもございまして、いわゆるモール形式のものができてまいりましたから、そういった中でどうやっていくかという問題だろうというふうに思いまして、そういう意味では大変難しい問題でありますけれども、一緒になって考えていかななくてはいけない大きな課題であると、そんなふうに思います。

なお、商工会は商工業振興を進める上で、その基盤となる会員確保のために、独自にパート職員を配置して会員の勧誘を行いまして、昨年12月末までの9カ月に64件の新規加入があったということでございます。今後も商工会とともに商店街の振興・活性化を進めてまいります。

次に、2点目のチャレンジショップ支援事業についてですが、空き店舗の解消策としては、チャレンジショップのように空き店舗に新規に開店を希望する店主に対し

まして家賃や出店経費の一部を補助する方法や、空き店舗を分割してレンタルショップとして貸し出す方法、さらに店舗内を細分化してレンタルボックスを設け、希望者に貸し出す方法などにより、空き店舗対策を行っている商店街もございます。

なお、レンタルボックスの方法としては、近隣では昭島市の東中神駅前商店会が運営しているレンタルボックスがあり、先日、担当が視察をしておりますが、約45坪の店内に135個のボックスを設置して、商品販売や作品の発表場所として貸し出しを行っておりますが、このような方法も地元の人を集め、商店街を活性化する方法であろうというふうに思います。市民の消費生活を守る上でも、地域商店街の役割は大変大きく、重要であるとの認識を持っており、主体となる地元商店街や商工会への情報提供等を行いまして、空き店舗対策等を含めまして、今後も引き続き進めていかなければならないと、こんなふうに思っております。

次に、2項目目の福祉交通網の試行実施について、その概要についてですが、基本的には高齢者等交通弱者のために、市内福祉施設等を利用する方に対して送迎を目的に、福祉バスとして試行運行をいたしたいと思っております。許可形態といたしましては、特定旅客自動車運送事業経営許可となる見込みで、道路運送法第43条により申請をしております。なお、3月中には運行許可がいただけるのではないかと考えております。詳細につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

それから、3項目目、特定健診・特定保健指導についてですが、1点目の特定健診項目の充実と保健指導についてと、2点目の近隣市での健診の受診についての御質問は関連がありますので、一括してお答えをいたします。

福生市におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査と特定保健指導を実施してまいります。その特定健康診査項目としては、必須項目と詳細項目が予定をされ、必須項目は内訳として診療の7項目、腎機能が2項目、血中脂質検査3項目、肝機能3項目、代謝系2項目の計17項目がございます。詳細項目は医師が厚生労働省基準に適合すると判断した場合にするものでございますけれども、貧血検査が3項目、心機能、眼底検査、それぞれ1項目の計5項目から成る合計22項目が予定をされております。

福生市国民健康保険の保険者としての福生市は、基本的にはこの特定健診項目により、原則として平成20年5月から7月までの間に、国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの被保険者とその被扶養者に対して、特定健康診査を実施することとなります。

特定健康診査は生活習慣病を招く、いわゆるメタボリック症候群の発見を中心とするもので、その症候群該当者及びその予備群を分類し、分類にあった特定保健指導を実施していくこととなります。特定健康診査でメタボリック症候群にある人、またはその前段階にある人を発見し、これらの人をいわばハイリスク、ミドルリスク、非該当に分類して、分類に応じた特定保健指導をしていくこととなります。

特定保健指導は、健診結果から重篤な病気を招く恐れのあるハイリスクの方、この方には概ね8月から2月までの間で年3回ほど運動、食事などの講習に参加をしていただきまして、あるいは個人面談なども実施し、半年後に改善された効果を見ようと

するものでございます。講習の間におきましても電話やメールなどで日ごろの状況を指導、激励し、よい生活習慣が継続されるようにしてまいります。ミドルリスクの方には、当初2回ほどの講習と面談を実施して、時折状況を把握して、半年後の効果を見てまいります。

これらはすべて国の「標準的な健診・保健指導のプログラム」に準拠して実施しておりますが、市民の方への周知は3月15日号の広報やホームページなどにより行っております。

また、現在、西多摩8市町村と西多摩医師会において、これらの特定健診項目外の追加項目や、実際の運用のあり方などについて協議が行われております。西多摩医師会では8市町村が統一の項目、形態での対応を希望されておりますが、追加項目などにつきましては統一的な合意にまだ至っていない状況がございます。統一をされますと、御質問の近隣市町村での健診受診も可能性が出てまいりますし、市民に御迷惑がかからないように進められるように十分協議をして、よい方向が見出せればとそんなふうに思っております。

以上で、堀議員さんの御質問に対する答弁といたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉交通網の試行実施、その詳細につきまして市長の補足答弁を申し上げます。

まず、本事業の目的といたしましては高齢者等の交通弱者のために、市内福祉施設等を利用しようとする方に対しまして、その送迎を目的に福祉バスを試行運行するものでございます。その対象者といたしましては60歳以上の高齢者、あるいは障害者、妊婦、未就学児及びその保護者などとしております。なお、事前に申請をいただきまして利用登録証の発行を受けた方でございます。利用証の発行は市役所、福祉センターなどの市の施設で幅広く申請ができるような体制をとっていきたいと考えております。

申請に当たりましては、利用者の住所、氏名、生年月日、施設利用区分などを記載要件といたしまして、それによりカード式の福祉バス利用証の発行をする予定でございます。

次に、基本的な対象施設でございますが、福祉センターを起点といたしまして保健センター、れんげ園やハッピーウィングなどの障害者施設、児童館3館、特別支援学級設置校、小学校4校、中学校2校などとなっているところでございます。

次に、運行を予定しております車両でございますが、29人乗り小型バス1台と、23人乗りリフト付バス1台によりまして、福生コース、熊川コースをそれぞれ運行する予定でございます。

次に、運行経路及び運行時間帯や所要時間などでございますが、運行経路は福生、熊川、両コースとも福祉センターを起点といたしまして、福祉施設を中心に駅の近所や福生病院なども組み入れるコースといたしております。また、福祉バスであることから母子保健事業や乳幼児健診を実施する保健センターの利用時間を考慮したこと、シルバーピア住宅、市営・都営の高齢者住宅及び障害者グループホームの所在地なども考慮した運行経路としていること。また、福生団地中央からの福生駅間の民間バス

の減便等への配慮なども行っております。

次に、想定しております所要時間でございますが、両コースとも約50分、走行距離17キロメートルとなっております。次に、停留所でございますけれども、福生コース45カ所、熊川コース38カ所を予定しております。なお、停留所の表示等でございますが、利用に際しましては登録をしていただきまして乗車をしていただくことが前提となっておりますことから、登録の際に停留所の位置等を御案内させていただきますので、特に表示等を設置する予定はございません。

次に、運行日でございますが、毎週月曜日から土曜日の運行を予定しておりまして、日曜日、祝日、年末年始を除く運行となる予定でございます。

次に、利用料でございますが、無料を予定しておりますが、本格実施の際には登録事務手数料等も検討することといたしております。

次に、福生、熊川コースの時刻表等でございますが、運行時間はともに午前8時から午後4時まで、1時間ごとに毎時毎分同じ場所を運行するコースとなっております。慣れただければ高齢者、障害者も比較的混乱なく御利用いただけるものと考えております。

最後に、運行開始予定日でございますが、5月の連休明けを予定しているところでございます。

○5番（堀雄一朗君） それでは、再質問をさせていただきます。

1項目目の商工業振興策について、2点目について、チャレンジショップのことについてですが、空き店舗対策には今後も積極的に取り組んでいかれるという答弁をいただきまして、ありがとうございます。市でもこれまでの取り組みの成果として商店街や祭りに人を集める努力には一定の成果が見られました。先ほどの市内商店数の減少のデータにつきましては、最新が16年ということで、その後について断定は避けませんが、16年以降も減少しているのではないかというふうに感じております。まちはにぎわい、店舗がふえたという市民の実感まではまだなく、イベントや祭りがにぎわう一方で、実際の商売には結びついていかない。イベント事業は一過性であるということも課題として見えてきているようです。

福生市で行ってきた各種イベントへの助成、イベントそのもの、これらは側面からの支援で、まちや商店街、また事業者の皆さんを盛り上げていこうという試みです。商工会や商店街の発意を応援する形の中小企業の融資利子補給や、また、「新・元気を出せ商店街事業」を今後も継続していきながら、これからもまち全体の空き店舗を解消していく施策を考える必要があると思います。

先日、公明党の会派で福生市にあった施策というのを、商店街を視察した結果、「これではないか」ということで相模原市に視察をしてまいりました。このチャレンジショップ支援事業の一つの形態です。視察したコーヒー豆を売るお店のオーナーは、元はフリーアルバイターの方で、販売員をしていたときに自分のアイデアを、このチャレンジショップ支援事業の募集に応募してみたところ入選、開業に向けたさまざまなアドバイスも受けられるということで、ひとつ挑戦してみようと開店をしたということです。

この事業では、法人、個人、市内外を問わず小規模事業者には限りますが、すぐれた出店プランを持つ意欲的な企業家を募り、審査を行っていました。選ばれた企業家は2年以内にプランを実行して、市内に開店します。その際、改装費の50%、300万円までの奨励金と賃料の50%、月10万円までを2年間助成すると。また、商店街以外の場所に出店する場合には、改装費は30%で180万円まで、賃料は30%で月6万円までの範囲であれば2年間助成するというものです。

この選考は、企画そのものの完成度だけを評価して結論を出しているのではなく、企画者の意欲、アイデア、また、まちの活性化に役立つかという視点からさまざまな方を審査員として行われ、入選すると開業までを支援します。これまでの8年間に182人の企業家が応募をし、23人が入選、3人は開店できませんでしたが、年に二、三店舗ずつ開店をし、現在13店舗が営業、3店が開店準備中で、近いうちに開店するという状況です。

応募者の意欲というのは大変高く、きめ細かな支援をするため、奨励金の支給期間が終了しても退店する割合が低く、市の事業としても8年間継続され、20年度も予定されています。この相模原市での事業は直接的な奨励金の交付でもあり、市内全域を対象とするため商工会や商店街の発意が中心ではなく、市が今、中心となって進めています。

福生市のまちの景観という意味で、活気をもたらすためにも地道なように見えますが、一店一店、意欲のある企業家を市内外から募集し、開店を支援していく方が既存の商店の皆さんにとってもまちがにぎわっていくことにつながっていくのではないかと、こういう意味で近道ではないかというふうにも思われます。

このような施策をぜひ取り入れていただきたいと思います。こういう視点でどうかというふうに思いまして、この視察したお店の主人に、「福生市というのはどうですか」と、福生市から来たのですけどという話をしたら、この店の主人は、「福生市には昔遊びによく行きました、とても魅力的なまちで、こんな制度があったらきっと応募したいと思いますね」と言っていました。

福生市で直接奨励金を出したりしていくことでの、このようなチャレンジショップの実現というのはできるのかどうか、この点についてもお伺いしたいと思います。

2項目目の福祉交通網の試行実施についてですが、市内循環バスやコミュニティー交通を福生市で走らせないでこれまで来たのは、その利便性や市民利用度、費用負担への市民の理解、懸案は多数あったということが原因でした。市でも研究を重ね、さまざまな角度から議会でも論じられた結果、試行実施とは言え、毎時刻同じ時間に運行させるなどきめ細かに工夫をされ、慎重に考えられた福祉バスだと思います。

試行と検証のための運行ということでスタートしますので、最初から心配をされていた空車を走らせないためにも、広範囲にわたる広報と、あとは容易な登録、申請方法で多くの方に乗車体験を促していただきたいと思います。

先ほど、さまざまな場所で申し込みができるように配布をしたり、とかということをしていくという答弁もいただきましたが、この利用登録の方法について、これがハードルにならないように広げていくためにも、例えば先ほどの利用登録については

初の乗車時については登録証が届く前でも、それを持って届けに行ってもいいとか、そういう何か容易な方法というのをひとつ工夫していただきたいと思います。利用登録が余りハードルにならないようお願いしたいと思うのですけれども、多くの方の利用を促すために、その点についてどうお考えになっているかお伺いしたいと思います。

3項目目の特定健診・特定保健指導について、この1点目につきましての再質問をさせていただきます。18年度の事務報告を見ますと、基本健康診査の受診対象者3万1554人に対しまして、1万688人、33.9%の方が受診、年齢別に見ますと40歳台は18.4%、50歳台25.8%、60歳台45.6%、70歳以上ですと51.1%と受診率が上がっています。この受診率は特に健康意識が高い方、あるいは体調に変調を来した方など、あえて希望する人が受診しているレベルではないかと思います。

今回の特定健診とは違って、基本健康診査は病気の早期発見との意味合いでの実施だったと思いますが、この特定健康診査につきましては予防という観点での検査ということで、病気の発見は主眼ではなくなっているようで、国が示す項目には任意や医師の判断に基づくものが多くあります。

そこで、伺いたいのですが、例えば尿、腎機能の項目では潜血、血清クレアチニン検査は不要となっています。これらの健診項目というのは慢性腎臓病の発見に役立ち、腎機能を見る上で重要なポイントになる検査です。末期の腎不全や慢性の透析患者を生まないように実施すべきでもあり、腎臓病の早期発見は亡くなる方の原因でも上位を占めている心血管系の病気の予防に役立つと言われています。

また、胸部X線検査は肺がんの発見に役立っています。さらに便検査は大腸がんの発見、こういうこれらの、今、二つお話をした項目については、がんについては自覚症状も少なく、早期発見なら完治、おけると非常にハイリスクながんの一種です。病気の予防、さらに医療費の抑制を掲げて健診を幅広く行っていくものの、肝心の病気は見落とされていくという、健診を受けても発見がおくれて重病になっては本末転倒になってしまいます。特に、当面の間は充実した内容での健診に努め、特定健診の成果というのが一体どういうものなのかというのがしっかり出てくるまで、市町村で独自に決められる健診項目については充実を図るべきではないかと考えますが、その点、どのようにお考えかお聞きします。

また、2点目は近隣市での健診のことを伺いましたが、ちょっとその関連で国保加入者以外の方についてと、その配偶者、これは福生市民でそういう方もいっぱいいらっしゃるわけですので、これらの方は加入の健康保険組合で実施ということになるのでしょうか、住んでいる地域ということで、例えばこの福生市で受けられるようになるとなってくるのかどうかについても伺いたいと思います。以上、再質問をさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、チャレンジショップ事業につきまして、個店への直接支援するような施策ということの再質問でございますけれども、現在の商店街振興策といたしましては「新・元気を出せ商店街事業」がございしますが、この

メニューの中にはチャレンジショップが組まれております。これらの商店街等が行う事業、施策について補助金を交付することで、各商店街等の振興を図ることを目的といたしておりますが、御指摘の個店への直接の補助策につきましては財政負担の問題も含めまして個店の選定方法、あるいは対象のエリアのとらえ方等々課題もありますことから、現在、いろいろな角度で検討はいたしておりますけれども、さらに検討を進める中で方向性が出せればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉交通試行実施でございますけれども、利用手続、いろいろ御意見がございました。具体的な利用手続につきましてはこれからいろいろと協議をさせていただきまして、社会福祉協議会等も含めまして、できるだけ利用する方が御負担にならないようなそんな方法を考えてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただければと思います。

○市民部長（石川弘君） 特定健診で御質問をいただいております。市で、独自に決められるところは追加項目等実施する必要があるのではないかとということでございますが、先ほど、市長答弁にもございましたが、現在、特定健診の項目以外の追加項目につきましては、協議を8市町村で西多摩医師会と行っております。堀議員さんが市民の健康のため、健診の充実をお考えになっていることは十分認識させていただきまして、他市町村及び医師会とも話をする中で、市として市民の特定健診及び健康増進の事業等におきまして、市民の健康のため努力してまいりたいと存じます。

次の特定健診で配偶者の健診等でございますが、御質問のとおり住んでいる地元で健診が受けられることが一番大事ではないかというふうに考えております。現在、国保連、あるいは健保組合等、また医師会、あるいは東京都による保険者協議会ができておりまして、この協議会において配偶者が住んでいる地元で受診できることを協議中と聞いております。したがって、健保組合あるいは共済組合等々市町村、あるいは医師会と集合契約を行いまして、それぞれ居住地で受診できるよう進めているというふう聞いております。現在のところ、結果はまだ聞いていない状況でございます。

○5番（堀雄一朗君） それでは、あとは私の要望を述べさせていただきます。

1項目目の商工業振興策についての2点目についての要望ですが、「新・元気を出せ商店街事業」を使ってもチャレンジショップはできるということでしたが、商店街や商工会との調整なども必要であったりとか、さまざまあると思いますので、これは、相模原市で見てきたものは非常に、そういう意味ではすっきりと、市は手間がかかっていましたけれども、非常にすっきりとやっていましたし、特にこのやり方についてさまざまな批判等はないということでしたので、そういう部分ではあのようなやり方、直接的な支援策というのでも考えてみていただきたいというふうに思います。

遠くて、大きなショッピングセンターでも大変な需要が今は盛んにありますけれども、近くて便利、歩いて楽しい福生のまちということに対する市民のニーズがありますし、またこれから高まっていくことは間違いがありません。福祉バスの運行も始まり、市内商店街にとってもチャンスです。また、市内の活性化は一部の事業者の支援という角度から、まちづくりの一環でとらえ、一步踏み込んだ施策として手を打っていくべきだと考えます。

このチャレンジショップ支援事業、例えば毎年継続的に行っていけば、今でも魅力があるこの福生のまちに、意欲的な企業家を集めるイベントにもなり、これがまた広がりを見せていくこともあるのではないかと考えます。

総合計画の第3期、修正後期基本計画も終盤を迎え、かなり事業は順調に推移したということで、来ているということでの話もありましたので、福生市商店街振興プランも5年の経過、新しいプランの策定期間だと思います。まちづくりの一環として一点一点しっかりと立ち上げていく、継続的な事業としてのチャレンジショップ福生という形で、ぜひ計画を立てていただきたいというふうに要望いたします。

また、2項目目、福祉交通網の試行実施についてですが、登録については容易になるように配慮して検討するというので、ありがとうございます。私も、ぜひ多くの方に乗車いただいた上で、20年度中にはたくさんのまた意見をいただき、検証も行い、市民の満足度が高く、そして経済性も高い交通弱者対策ということで、ぜひ成功させていきたいと、また、そのようにしていただきたいというふうに思います。

3項目目の特定健診・特定保健指導についての要望ですが、国の基準以外でも市民の病気予防、早期発見に役立つ重要な項目についていろいろ相談して、これから決められるということでしたが、ぜひ主体的に判断をしていただいて、市民の健康、そして国保の財政という部分でも本当にこうすればよくなるのではないかとこのころを決めていっていただきたいと、その健診項目の取り入れをぜひ要望いたします。

また、この特定健診・特定保健指導というのは大事業であり、大きな変化があるにもかかわらず、市民にはまだ何がどう変わるのか、いま一つわかっていません。受診者数の目標値も大変高い数字になるのではないかとこのように思いますが、この受診率を高めていくためにも、この広報というのは非常に大切で、また、受診率向上というのは市民の理解があった上でないと上がってこないのではないかとこのように思います。

先ほど、40歳台、50歳台の話を数値としてかなり低いということを少し申し上げましたが、このターゲットとしてもメタボリックシンドロームということに対しての健診ということもありますので、40歳代、50歳代にどう健診を認知していただいて、その意義を理解してもらい、また受診を促進するかということが大事になるのではないかと思います。この点、「あなたは対象です」と繰り返し、わかりやすく広報していただくということが重要になると思いますので、この工夫をお願いしたいと思います。また、受診のしやすさという点では近隣市町村での受診、これはぜひ積極的にできるように連携をお願いしたいと思います。

また、ほかの健康保険組合の方も福生市民にいっぱいいますので、そういう方々の受診もスムーズに進むように協力をしていただきたいというふうに思います。この点、私の要望とさせていただきます、一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、3番杉山行男君。

（3番 杉山行男君質問席着席）

○3番（杉山行男君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。私が2件ほど一般質問をさせていただきますけれども、1件目につきましては地域の文化・歴史的景観の保存と活用について、2件目は行政の窓口業務サービスについてでございます。

1件目の地域の文化・歴史的景観の保存と活用についてを質問させていただきます。景観は極めて地域的なものであって、景観の保全・形成は原則として当該の地域にゆだねられるべきものであるということが、景観を考える際の基本理念であるところから、景観を考えた記憶があります。地域の景観保全、形成にかかる規制は私権の制限にもかかわる問題もあるところから、コミュニティの合意が必要で、その規制内容は地域住民が最終的に受け入れられる範囲で決定していくことが必要となる。こうした状況を踏まえ時間をかけながら、わずかずつでも規制の程度を高めていくことが重要だ。というようなことも、どこかの本で読んだ記憶があります。

そのような中で、景観法は平成16年6月18日の公布、12月に施行をされました。景観法は、わが国で初めて総合的な景観に関する法律であると認識をしております。景観法と景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律、三つをあわせて「景観・みどり3法」と呼ばれているそうです。

景観法の制定と一緒に改正された法律を見ますと、景観の持つ意味の広さがわかります。例えば、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律では、建築基準法の改正、屋外広告物法の改正、自衛隊法の改正まで13法に及びますし、都市緑地保全法等の一部を改正する法律では、都市緑地保全法や都市計画法まで五つの法律に及びます。我が市でも、まちづくり基本計画が策定されました。その後、平成18年12月に福生市まちづくり景観条例が議会で承認され、19年4月より施行されております。

今回の質問で1、歴史的景観について、2、地域の活性化について、3、片倉跡地について、4、熊川分水について、5、地頭井戸について、5点質問するわけですが、皆それぞれ関連をしております、分けて質問するのめどうかというように思ったのですけれども、その5点がダブったりしますので、ひとつよろしく願いを申し上げます。

そこで、1点目の歴史的景観について伺いをいたします。景観と言いましても幅が広いので、文化的、歴史的景観と絞らせていただきました。どなたも御存じのように、簡単に申しますと福生市は多摩川沿いに集落ができ発展をしてきました。もちろん、多摩川沿いだけに歴史的景観があるということではありません。その多摩川沿いに数多く残されている景観や、市全体に広がる市の財産とも言える歴史的景観があります。歴史的町並みのよさを継承しながら、良好な住環境を形成していくことが大切ではないかと考えますが、どのようにとらえられておられますか伺いをいたします。

2点目の地域の活性化について伺いをいたしますけれども、地域の活性化と言いましても経済・文化・観光などと幅が広いわけですが、あえてここでお聞きいたしますのは歴史的な景観を活用して地域の活性化ができないものかと考えますが、どのよ

うにお考えかお伺いをいたします。

3点目の片倉跡地についての質問でございます。皆さん御存じのとおり、片倉跡地は都立宇宙科学館の建設を予定して、市が片倉自転車工業から買ったものでございます。その後、東京都に売却をし、現在でも都立宇宙科学館の建設予定地として残っております。地域では「片倉跡地」と呼称されております。現在は「東京都財務局財産運用部活用促進課」が管理をしております。

また、東京消防庁第8本部救助機動部隊、いわゆるハイパーレスキュー部隊の訓練所として使用されております。余談ではありますが、このハイパーレスキュー部隊の皆さんが、あの中越地震の時、山が崩れ、岩石の中からお子さんを救出した皆さんでございます。熊川の訓練所で訓練をされていた部隊の皆さんが活躍をなさったと、こういうことでございます。その片倉跡地の中に熊川分水が流れております。

この熊川分水につきましては後から質問いたしますが、この片倉跡地にあった企業、片倉自転車、その前は多摩製糸、明治の時代からの森田製糸とさかのぼることができます。明治、大正、昭和に至る福生は酒造と製糸と、製糸を地場産業とし、養蚕を中心とした農村地帯でしたと紹介されております。森田製糸は明治6年創業で、最盛期には400人を超える従業員が働いており、大正14年の糸繰りの作業の様子が写真入りで紹介をされている文献もございます。

片倉製糸が多摩製糸を経営の管理下に置きましたのが、昭和4年でございます。昭和11年には多摩製糸工場内に私立多摩女子青年学校を開設しております。この年の熊川小学校、児童数約300人、職員9人、尋常1年から6年が単学級、高等科は一、二年が複式という記録もあります。戦後の昭和29年には片倉自転車工業株式会社が独立シルク号という自転車を製作、特にスポーツ自転車は日本を代表する自転車として海外でも評判のよい自転車だったと聞いております。昭和30年の国勢調査では4137戸、1万9096人という記録もあります。かつて、森田製糸、多摩製糸、片倉製糸、片倉自転車があった場所はまさに一企業が地域に大きな影響を与えた場所でありました。企業門前町と言っても過言ではないと思います。

戦後、この地で働き、家庭を持ち、子供を育て、その子どもが家庭を持ち、また子どもを一人前に育ててきたその場所でもあります。中に社宅もありまして、職住接近、まさに日本の原風景がそこにありました。中を流れる熊川分水もそういった歴史の中で、まさにそのままの姿を見させてくれております。熊川分水は分水の完成から平成20年、ことし118年になります。その石積みは唐石積みと言われており、土やコンクリートの詰め物がない、先人の技術を見ることができます。現在、塀で囲われているわけですが、わずかに見える外側からのぞくと、その石垣が崩れかけた部分も見られます。早急に手入れをしたいという市民の声もあります。みずから直したいという市民の声もあります。こうした市民の声を支援する行政は何ができるでしょうか。今こそ協働ではないかと思っております。

この熊川分水は史跡であります。歴史的、文化的な財産だと思うのですが、いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。みんなでぜひ守っていきたいと思っておりますし、私たちの次の世代に受け継ぎたい財産だと思いませんかでしょうか。

それから、片倉跡地は、先ほども言いましたが、現在、東京消防庁のハイパーレスキューの訓練所に使用されておりますが、熊川分水を挟んで奥多摩街道沿いをもっぱら使用しております。このように、都立宇宙科学館の予定地は地域の人々にとりましても歴史ある、大切に思う空間であります。地域の住民は毎日でなくてもよい、1カ月に1度でもよいから中に入って、歴史的空間と熊川分水を眺めてみたいと思っております。この地を毎日でなく、たまに地域の人が見ることができないものでしょうか。現在の片倉跡地の状況はおおよそしかわかりませんが、多少は知っているつもりであります。改めて伺いいたします。現在どのようになっているか、お知らせください。

4点目の熊川分水についてですけれども、片倉跡地の中の熊川分水につきましては質問いたしました、片倉跡地外の分水のところについてもちょっと御質問をいたします。

片倉跡地を出たところからの分水ですけれども、現在、片倉跡地を出たところで、毎年熊川地区美化デーに参加をさせていただいております。ちょうど片倉跡地を出たところ、川底をさらって石垣上の草取りをしてきれいにしております。そのところの石垣が崩れております。全長2075メートルの中で同じようなところがあったりしませんでしょうか。もしあったら、どのような保全の方法が考えられるのか伺いをいたします。

5点目の地頭井戸について伺いをいたします。熊川に地頭井戸が存在するという伝え話は聞いたことがありました。昨年7月1日、市制記念日に土地を寄附されたということで表彰された方がおられました。地頭井戸ではないかということで大切に保存されてこられたと伺っております。調査をされたというお話も伺っているわけですが、わかる範囲で結構ですが、お教えてください。この地頭井戸のある場所は、片倉跡地から熊川通りを熊川神社方面に行った旧道のわきにあります。熊川通りは旧居も多く、片倉跡地内の熊川分水、跡地内の歴史的空間、福生院、地頭井戸、熊川神社、熊川神社のわきを流れる分水、そして酒造、どうどう橋へと散策をする、一つ一つが点でありましても、面としてとらえたなら、景観観光資源とならないだろうか、市内の人や市外の人たちが来られるような支援はできないものでしょうか。地頭井戸の保存活用は、そんな夢を見させてくれる大きなアイテムの一つであります。どのようにお考えか、伺いをいたします。また、今後の対応についてもどのように考えておられますか、伺いをいたします。

2件目の行政窓口サービスについて伺いをいたします。4月より始まる新庁舎の窓口サービスについて伺いをいたします。我が市は、行政の窓口業務の充実ということでホームページに発表しております。それによりますと、現在の市の庁舎は本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、第四庁舎、中央体育館、教育委員会、水道事務所、保健センター等が市内各地に分散しており、窓口業務もそれぞれの施設で行っているため、市民に不便をかけていると掲載をしています。また続きまして、その中で平成14年4月からは福祉センター、市民会館、2カ所の体育館、市役所の5カ所で21時半まで電話予約、証明書の発行を実施、15年10月からは原則としてすべての業務について水曜日は20時まで、土曜日は8時半から17時15分まで開庁時間及び開庁日

の拡大の試行を始めています。このように行政窓口の業務の充実に努めていますと紹介をしております。方向性としてはワンストップサービスの実現、総合窓口化を推進しているとも紹介をしております。最後の方には住民窓口にかかわる情報システムの更新時期には、現在の庁舎における総合窓口課への好機ととらえ、積極的に改善を図るとも紹介をしております。現在の庁舎の制約により、対応が困難な事項については新庁舎での実現を目指し、新庁舎計画へと反映させますと紹介しております。

そこで、いよいよ来月4月から雨の漏らない新庁舎の完成を見るわけでございます。窓口業務が開始されるわけでございます。さらに、窓口サービスが向上すると期待をするわけでありまして、そこでお伺いをいたします。窓口サービスの向上にはどのようなことがありますか、わかりましたらお願いをいたします。

それから、2点目の窓口サービスの民営化についてお伺いをいたします。「窓口業務サービス」と言い直させてください。平成20年、ことしですけれども、1月17日、内閣府が「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札、または民間競争入札等による民間業者に委託することが可能な業務の範囲について」と長い通知を出しました。ダウンロードするとこのくらいの厚さになります。その中で、「これは内閣府・官民競争入札等管理委員会等において、経済財政改革の基本方針2007及び公共サービス改革基本方針を踏まえ、市町村の出張所及び連絡所等の窓口業務に関し、各地方公共団体の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について制度を所管する関係省に対し、自主的な、積極的な検討を求め協議していたところです。この結果、12月24日に改定された公共サービス改革基本方針において官民競争入札又は民間競争入札等により、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について官民競争入札等管理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知するとされました」と書いてありまして、「上記閣議決定に基づき、関係省との協議の結果を以下にまとめましたので、掲載します」ということでこれが出たわけですが、その中で、1には民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲、それから2には、別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項、(1)で市町村の適切な管理、(2)個人情報の保護、(3)には公共サービスの改革法の規定と関係と書かれた通知が出ました。

新聞報道やネットの情報にもそのことが取り上げられまして、例えば婚姻届けも民間委託がOKですとか、市場化テストの対象拡大などと掲載をされました。以前は6業務が対象でしたが、24業務に拡大され、転出入を含む住民異動届けや戸籍の届出の受け付けなどのほか、国民健康保険関係の各種届出の受け付けや、被保険者証の交付業務などだそうです。ただし書きが幾つもあります。どのように解釈しておられますか、お伺いをいたします。また、他市の窓口業務サービスの民間委託情報などがわかりましたら教えてください。以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（原島貞夫君） 11時15分まで休憩といたします。

午前11時5分 休憩

~~~~~

午前 11 時 15 分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 杉山議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、地域の文化・歴史的景観の保存と活用についての 1 点目、歴史的景観についてですが、平成 13 年度から始まった行政と市民の意見交換会「一緒に話そう、まちづくりフォーラム」をきっかけに、各テーマごとに多くの市民が参加して議論を重ね、その中の景観とまちづくりの問題をメインにした話し合いの中で、福生というまちは小さいけれども、多くの特色を持っており、磨かれていないといった部分があるという思いが、平成 16 年度からスタートした「福生まちづくり景観会議」に受け継がれ、景観市民プランの策定や、平成 17 年度には条例制定に先立ち、条例の基礎となる福生まちづくり景観基本計画の策定に至ったところでございまして、この辺については最初の方から議員さんがおかかわりになっていらっしゃると思いますので、よく御存じのとおりでございます。

さらに、平成 19 年 4 月にはまちづくり景観条例を施行し、この計画の実現に向けて市民や事業者と市が協働して、積極的に景観づくりを進めるために市民の思いを発表する、これも議員さんも御出席いただきましたけれども、ことしで第 4 回目の景観フォーラムを 2 月の 10 日に開催をいたしまして、少しずつではございますが、目標に向かって進んでいるというふうに認識をしております。

そこで、御質問の福生市が持つ歴史的景観についてどのようにとらえているかということですが、まちづくり景観基本計画では市内の景観特性として玉川上水と、多摩川周辺の緑地などの自然環境のほかに、江戸時代から続く造り酒屋などの歴史的建造物、戦後間もなく米軍家族のために横田基地周辺に建てられた米軍ハウスなどを挙げ、景観資源としての活用を提言しており、それぞれの特性にあった保全、保存などの地域別での景観づくりが必要と考えられております。多くの市民の方に福生人として参加をしていただきまして、まちづくりを実現していきたいとこんなふうに思っておりますが、いずれにしても息の長い活動になるだろうと、こんなふうに思います。

次に、2 点目の地域の活性化についての歴史的な景観を活用して、地域の活性化ができないかということですが、福生市まちづくり景観条例には地元住民からの提案制度を活用して積極的な景観整備・修景を進める「景観形成地区」として指定することで、支援が可能となる要綱を予定をしております。文化財指定とは異なった視点から、市内に残されている古い建造物や町並みなどを歴史的環境資源として見直すことにより、「まちづくり」という具体的な動きが起こってくることが期待され、歴史的な町並みの保全修景にとどまらず、景観を軸としたまちづくりへの幅広い応用が期待できます。景観整備に向けての計画作業やルールづくり、合意形成の手法や、幅広い組織づくりなど、地域の市民の皆様と一緒に、地域の実情にあった景観施策を展開することが、歴史的な景観を活用した地域の活性化につながっていくのであらうと、こんなふうに思っております。

次に、3 点目の片倉跡地と 4 点目の熊川分水につきましては相互に関連いたします

ので、一括してお答えをいたします。熊川分水は、明治6年に旧熊川村村民の生活用水の確保を目的として、玉川上水より引き水が計画され、明治23年に総延長約2キロメートル、幅員1.2メートルという規模で築造されました。以来、熊川地域住民の皆さんが生活用水に、あるいはかんがい用水にと人々の生活に密着した利用がされ親しまれてきましたが、歴史的にも貴重な文化遺産でありますことから、議会及び地域住民等多くの人から、市民の憩いの水辺として保全や保存が望まれてまいりました。しかし、保全の方法については熊川分水のほとんどが民有地であることから、崩れた石積み等の補修は行政としてできることに限界がございました。しかし一方、開発等により暗渠化が逆に進んでいるという状況もございます。

そこで、平成7年8月に地元関係住民等で構成する「熊川分水対策会議」が発足し、熊川分水の保存等について検討をしております。当面は市ができることから取り組んでいこうということで、モデル地区を選定した整備をすることとし、熊川神社前とどうどう橋付近の2カ所を選定しております。平成17年度には熊川神社付近の市道第236号線については、熊川分水と一体とした沿道景観に配慮をした整備実施をいたしました。なお、どうどう橋付近については、今後、熊川分水対策会議等関係者に図り、整備の方向性を出していきたいとのことでございます。

また、昨年4月より、福生まちづくり景観条例がスタートいたしましたので、良好な景観形成の実効を担保するための仕組みや登録制度等を活用し、地域の皆さんの発意を促す景観づくりを進めていく必要がございます。

そこで、現在、熊川分水の保存等に向けて活動されている「熊川分水に親しむ会」をまちづくり景観条例に基づく認定団体となっていて、地域の景観の保存や保全を進めていただき、さらに次の世代に引き継げるリーダーをふやしていく仕組みづくりができればと、そんな相談をしているところでございます。

なお、片倉跡地を流れる熊川分水ですが、この土地は東京都の所有地でございます。この景観については既にいろいろ御存じだろうと思えますけれども、多摩東京移管100周年記念事業として、東京都が宇宙科学館をつくるという話がされました。その前にいろいろと市の方にも情報がありまして、多摩川シリコンバレー構想、いわゆる多摩川というのはアメリカで言えばシリコンバレーと同じように先端工業地域、あるいはそういうものが非常にたくさん集まっている地域である。あるいは、自然科学といったようなものに対する子どもたちの学習離れといったような問題もあって、そんなことの中から構想が生まれたものであったわけですが、これは東京都としても非常に乗り気になりまして、審議会等もつくり、構想自体はつくられました。ただ、その後、要するにいろいろな状況の中で停滞をしたと、こういうことになります。市の方もそれに応じまして、片倉跡地というのは、もともとが福祉センターの予定地として買収をいたしました。したがって、その福祉センターを下の田園にありました田園のソフトボールグラウンドに移す形にし、そしてそのソフトボールグラウンドについては中央公園の中につくるという形にいたしまして、しかも、あの地域の建ぺい率を上げるために、地区計画をあの地域につくらせていただいて、建ぺい率も上げるといようなことの作業まではやらせていただいたのですが、結局東京都としては現段

階ではそれから先に進められないというそういうことになって、今のままになっているということでもあります。

ただ、この過程で当初、市が買収いたしました用地費が高いときでございましたので、だんだん下がっていくという状況がございました。それでこのままではということで、東京都が施設をつくることになっているので、東京都が買うべきであるという話をいたしまして、当時の金では差が若干ございましたけれども、それについては別の方向で見てもらいまして、買収価格で東京都に買ってもらったと、市の買収価格で買ってもらったというそういう経過がございます。ただ、それから後が長うございまして、その辺の経過等については、今、申し上げたようなことではございますが、そんなことがありまして、当初は要するに生活文化局、あるいは総務局等が管理をしておりましてけれども、結局、財産管理——今、行政財産ということになっているのか、普通財産になっているのか、その辺のところもあります。いずれにしても東京都の財務局で管理をするという形になりました。したがって、現在は完全に閉鎖をされておりまして、一般の人に開放できるという状況になっておりません。以前、市民団体から跡地内の熊川分水沿いに草木が繁茂して、石積み等に悪影響を及ぼすので、ボランティアでの管理ができないかとのお話もいただきまして、東京都財務局に確認をいたしましたが、管理上の問題、あるいは万一の事故等を考え、一般の人には開放できないという回答がございました。

このようなことから、今後、東京都で跡地利用を計画するには熊川分水を現状のまま残した形で、景観にも配慮した計画をしていただくといったような要望もする必要もあると思いますし、また、別の形でうまくあの跡地を使える可能性があるのであれば、そういったことについての模索もしていかななくてはならないと、こんなふうには思います。

それから、5点目の地頭井戸については教育委員会からお答えをさせていただきます。

次に、行政の窓口業務サービスについての1点目、窓口サービスの向上についてということでございます。平成14年度に市民の視点に立った便利な窓口の実現を図り、効果的かつ効率的に業務を推進していく総合窓口サービスの研究及び検討を行う「構造窓口サービス・プロジェクトチーム」をつくりまして、これまでの間に税務関係証明を総合窓口課で発行できるようにするなどとして進めてまいりました。

市役所には、住民票等の交付申請や届出の手續、相談、納税等、毎日多くの市民の皆さんが訪れてこられます。新庁舎の1階部分の広いフォーラムを利用した窓口業務は、市民にとってわかりやすく、待たせず、迅速かつ正確な業務と効率化を図り、質の高い市民サービスの向上を図っていくことを目的に、平成19年度からフロアマネージャーを配置しております。市民の誘導・案内・各種手續の支援等を行い、また、ITを活用した申請書作成システムを導入し、住民票、印鑑証明の申請をする際に申請者が身分証明書を持参した場合、提示された身分証明書により住所、氏名、生年月日を確認特定し、必要な証明項目を打ち込み、申請書を印刷し、証明書をその場で発行できるシステムをつくりまして、市民の方の申請書へ記入する時間の短縮、または

ペーパーレスにつながることも考慮しながら試行実施しております。

広くなる1階フォーラムの総合窓口は、総合案内係を設置いたしまして、また、フロアマネージャーを複数配置しまして、窓口の案内から手続の仕方、申請書類の記載の方法等、19年度での試行調整を踏まえた申請書作成システム等、ITを活用した窓口手続がスムーズに行くようにサポートいたしまして、市民サービスの向上と機能の充実を図ってまいります。

また、なるべく市民の皆様が1カ所で済む窓口、ワンストップサービスの導入ということで、また、わかりやすい窓口、さらには市民をお客様として迎える心、あるいはプライバシーに配慮した窓口の確保等、さまざまな面で質的向上を図りまして、市民の満足度の向上に努めてまいりたいと、そんなことで今、進めております。

次に、2点目の窓口サービスの民営化についてですが、窓口業務のうち民間事業者へ委託することが可能な業務について、本年1月の内閣府からの通知については、今、お話のとおりでございます。これは、「経済財政改革の基本方針2007」や「公共サービス改革基本方針」を踏まえまして、市町村の出張所や連絡所等の窓口業務について民間事業者へ委託することが可能な業務を検討し、一覧として示したものでございまして、今後の市町村の窓口業務のあり方の検討の素材になるというふうに考えております。いずれにいたしましても、やるのは市でございます。

この通知では、可能業務を示すとともに、その前提として市町村の適切な管理の確保を留意することとされ、具体的には民間事業者が業務を実施する場所には必ず市町村職員が常駐をしまして、不測の事態に際して適切な対応を図るようにすることや、また、委託ということになりますと、市町村職員が委託先職員に直接指揮命令して、業務を処理することができませんので、これらの課題もこれからの検討課題ということになってまいります。

福生市では、従来から正規職員が企画立案業務に専念し、窓口業務等については嘱託等の活用を図って、行政改革、職員数の適正化を進めることとしており、また、市民の利便性の向上という観点から、電話予約による各種証明書等の地域体育館、市民会館での交付サービスや、全庁での開庁時間延長にも取り組んでおります。

他市にも、公共サービス改革法に基づく郵便局やコンビニなどへの受け付け証明書等の引き渡し業務の委託をしておりますが、窓口業務の民間委託の実施については詳しい情報を得ておりません。しかしながら、民間活力の導入による市民サービスの効率的提供は大変重要なことでございますので、今後とも行政の役割というもの、あるいは担うべき業務というものを十分精査をしながら、民間活力の導入を進めていくことが必要であろうかと、こんなふうに思っております。

以上で、杉山議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 杉山議員さんの御質問にお答えをいたします。

地域の文化・歴史的景観の保存と活用についての5点目、地頭井戸の考えについてでございますが、地頭井戸と申しますのは江戸時代に熊川鍋ヶ谷戸地域を治めておりました旗本の田沢氏及び長塩氏、すなわち地頭が水不足に悩む領民のために掘り与え

たとえられた井戸でございます。市内では昭和30年代ごろまで内出、鍋ヶ谷戸地区に4カ所確認をされておりましたが、現在残っております井戸は一つだけでございます。

この井戸が残ります約20坪の土地を、先祖から由来のある井戸と聞いておられました土地所有者の林義雄氏から「敷地内に所在する井戸を含めて文化財として寄附をしたい」と、平成18年7月31日に福生市に寄附の申し入れがございました。

これを受けまして、平成18年8月23日に開催をされました市文化財保護審議会におきまして検討を行うとともに、文献や伝承等の収集調査を実施をいたしました。審議会といたしましての結論は、「古文書等の文献資料では、その開削の由来等は確認できないが、地頭井戸として広く言い伝えも残っており、江戸時代から昭和30年ごろまで地域の人々に活用された井戸であり、このような伝承を持つ井戸は近隣にはなく、福生市として貴重な文化財である」と判断をされ、「この土地及び井戸の寄附を、福生市として受け入れる方向で検討していただきたい」と教育委員会に対して建議がされました。

その後、平成18年10月5日に開催をされました庁内での検討におきまして、まず、井戸に緊急の安全対策を施し、その上で現況と形式等を含めた実測調査を実施することを決定し、平成19年9月に実測調査を行いました。その結果、「井戸内部は多摩川の石材を使用した石積み工法により制作をされており、その制作年代は近世までさかのぼることができる」との結果ができました。

今後の対応につきましては、この地頭井戸が他地域に類を見ることができない福生市独自の伝承を持つ史跡として重要な価値を有することから、福生市文化財保護条例によります登録文化財制度を適用し、福生市登録文化財として保存及び活用していくことが望ましいと考えております。平成20年度の早い時期に福生市登録文化財登録史跡として、文化財台帳に登録できますよう、所要の手続を速やかに図ってまいり所存でございます。

また、議員御指摘のとおり、この井戸のある地域は熊川神社、熊川分水、福生院など福生の歴史的、文化的景観が色濃く残っている地域でもございます。したがって、今回の井戸の保存及び活用につきましては、庁内の検討を経て、井戸だけの保存を考えるだけでなく、福生市内熊川地域に残る歴史的景観を認識できる数少ない場所として整備の方法を工夫してまいり所存でございます。

以上、杉山議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○3番（杉山行男君） 御答弁、ありがとうございました。それでは、地域と景観という視点から市民と一緒に見直すというふうな、市長の今、御答弁をいただいたわけでございます。それから、また地域住民からの提案制度の活用をして、積極的な景観整備、修景を進める景観地区の指定も可能と、支援制度も可能というお答えをいただいたと理解をいたしました。まちづくり景観条例に基づいて、良好な景観形成の実効を担保する仕組みや、登録制度の活用をしていくとの御答弁もいただき、大変ありがとうございました。

景観を生かしたまちづくりには、御存じのように地域と行政が一緒になった取り組

みが必要不可欠でございます。協働そのものではないかと思っていますし、また、よい機会だとも思います。当然、地域力も問われます。多くの市民の参加や理解が必要ということは十分承知をしております。景観フォーラムによる啓発、地域との情報交換を引き続き推進していただきたいと思います。そこで、地域の活性化で身近な風景に関心を高めるきっかけとなる平成20年度に実施する事業などがありましたら、お教えてください。

それから、熊川土地内の熊川分水についてでございますが、東京都財務局に協議をしたところ、管理上の問題で一般の人には開放できないという御答弁をいただきました。1回目とダブりますけれども、「早急に手入れをしたい」、また、そういう市民の声もあります。また、「みずから直したい」という市民の声もあります。せっかくのこうした機会を積極的に生かしていただきたいと思います。こうした市民の盛り上がり、答弁にありましたまさに市民と一緒に直したり、市民からの提案そのものではないかと思いますが、いかがでしょうか。熊川分水の118年の歴史や片倉跡地に刻まれた文化をみんなで守っていきたいと思います。私たちの次の世代に引き継ぎたい財産だと思います。もう一度お伺いいたしますけれども、あの中を1カ月に1度程度でも借りることは不可能でございましょうか。例えば、地元の市民グループの熊川分水親しむ会などが中心となって、熊川分水の管理規程などを策定して、当然、清掃管理、安全対策をするというような前提がある場合には、市として東京都に再度協議のお願いが可能かどうかお伺いをいたします。

地頭井戸につきましては、登録文化財制度を適用して、福生市文化財として保存活用の方で、今年度の早い時期に文化財登録遺跡として進めていただけるということで、大変ありがたいことでございます。御寄附いただいた方の思いも込めて、台帳に登録をいただきたいと思います。

福生市の観光協会のホームページに地頭井戸と分水のことが紹介をされていますので、また、紹介の仕方が少し違ったりしますので、紹介させていただきますけれども、熊川分水は高台で、井戸が少なく、水の乏しい熊川地区の人たちにとって最大の水源であったと。熊川に分水を敷設したいという思いは水の乏しい熊川村全住民の願いではなかったかというふうに書いてありまして、なぜ水の乏しい熊川村に玉川上水からの分水ができなかったのか。それは鍋ヶ谷戸、内出、各集落に4カ所の井戸があったのではないかというような紹介がされております。まさに地頭井戸のことがそれとなく書いてあるわけでございます。

この地頭井戸のある地域は歴史的、文化的景観が残っております。福生市内、熊川地域に残る歴史的景観を認識できる数少ない場所としてとらえていただき、大変ありがたいと思っています。同じ方向を向いているというふうに考えております。整備の工夫もお考えいただけるということで、ぜひともお願いをしておきたいと思っております。

先ほども申しましたが、地頭井戸の保存活用は市民や福生市を訪れてくださる市外からの来訪者にとりましても、先人たちの生活や夢を思い浮かばせてくれることと期待をしております。そこで、せっかくですので、もう少し詳しくお伺いいたしますが、昨年9月に行った調査の結果と、既に解明されている事実がありましたらお教えくだ

さい。あわせて、今後の保存につきまして史跡公園のような活用はできないかどうか、お伺いをいたします。

2点目の窓口業務サービスのことにつきまして、お伺いをいたします。私は、窓口業務の民間委託は、民間委託の問題点や我が市にふさわしいかどうかということに対しては疑問が残るところでございます。福生市の今の考えをお聞きしまして、間違っていないだろうし、同じ考えでいてくれると認識をしております。しかし、政府がこういう数値を出すことも時代の流れの中で多くの選択肢の一つではないかとも思っております。しかしながら、すべて民間がよいということも限らないわけですし、より慎重な対応をお願いしたいと思っております。

市の窓口サービスの件についてですが、2004年3月にホームページに掲載された行政窓口業務の充実の実現実行が4月から始まるものと大変期待をしております。現在でも行われておりますフロアマネージャーの配置や窓口サービスに取り組む職員の姿はたびたび見かけしているところがございます。大変気配りをしてくれている様子もわかります。特に、市役所の顔とも言える窓口業務につきまして、現在、職員や嘱託職員でサービスの質が保たれているとも思っておりますし、市民にとっては大変重要なところであると思っております。そこで、行政改革という面から窓口業務についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上、2点目の質問です。よろしくお願いをいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、1点目の再質問のうち地域の活性化となる内容で、平成20年度に実施する事業につきまして、答弁させていただきます。

歴史的遺産や緑が多く残されている風景等は観光資源として、積極的に活用していきたいと考えております。平成20年度予算で御審議をいただきますが、事業として熊川駅前に設置してあります観光案内看板の書きかえを予定しておりますが、その際には地域の観光資源も載せる予定をいたしております。

また、ことしの桜まつりには観光協会によりまして、祭りにあわせて「お散歩マップ」と題したマップがつくられるとのことでございますので、このようなマップにも歴史的資源を載せていただくよう観光協会と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 杉山議員さんの2点目の再質問にお答えをいたします。

片倉跡地の一部開放についてでございますが、議員も御存じのとおり、この場所は現在、東京消防庁のハイパーレスキュー隊の訓練などで使用されておるわけですが、常時、使用されている状況でもないようにありますので、東京都で片倉跡地の土地利用決定までの間、地元の皆さんから一部開放の具体案を幾つか提案をいただきまして、これをもとに一時開放できないか、再度、東京都に相談・協議をしてみたいというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 杉山議員さんの再質問にお答えいたします。教育長答弁と重なる部分もございますが、まず、本年度9月に実施いたしました実測調査の結果でございます。調査は測量、写真撮影、自然科学分析、水質検査、石質鑑定、図面の作

成、そして考察等から成っておりまして、この結果といたしましては、井戸の内径は約1メートル、深さは約5メートルと推定され、井戸外部のコンクリート部分の地表面近くに若干の亀裂が見られますが、井戸内部における河原石積みの部分は崩落もなく、また近年、補強した痕跡もなく、構築当初の形態を残しており、保存状態は大変良好であるという報告がなされております。

また、過去の研究の成果といたしましては、昭和34年に地元第二小学校の教員小野沢宏一氏が、地頭井戸について鍋二の林平八氏屋敷内の井戸のほか四つ実在していること、井戸の形態から徳川時代につくられたものであろうこと、領主田沢氏が掘り与えたものと地域では言い伝えられていることなどを、福生市覚書という雑誌に記しております。

次に、今後の保存と活用でございますが、市文化財保護審議会の審議を経まして、文化財登録台帳に搭載し、文化財として保護対象とするものでございます。その後の活用につきましては、議員の御意見にもございました史跡公園としての活用案も参考とさせていただきまして、井戸の復元保存を含め整備の方法を工夫してまいりたいと考えております。

以上で、杉山議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） それでは、行政改革の面からの窓口業務の考え方についてお答えをさせていただきます。

分権型社会の中で自立した自治体を目指す過程では、一層の行政改革が求められます。このことは第4次の行政改革大綱でも述べておりますとおり、行政改革は単なる事務事業の縮小・廃止や職員の削減ではなく、市民満足度の向上が目的でございます。

窓口業務につきましては、市民の方に直接接する部署でもございますし、そこでの対応一つにより市民が行政、そして職員をパートナーとして信頼をしてくださるかが決まってくることもあると考えております。このように単なる証明書等の発行窓口としてだけではなく、行政というものの発信窓口としての重要性等を認識しながら、今後とも市民満足度を高めていく窓口組織の構築に取り組んでまいります。

○3番（杉山行男君） 御答弁ありがとうございました。それでは、3回目の質問と言いますか、要望をさせていただきます。質問が特にあるというわけではございませんが、確認と要望ということでお願いをいたします。

歴史的景観と地域の活性化、熊川分水、地頭井戸について御答弁ありがとうございました。歴史的遺産や緑の多く残されている風景は観光資源として積極的に活用していく、了解でございます。駅前の観光マップ、看板の書きかえも行われる際には、観光資源の掲載もするというところで了解でございます。観光協会の桜まつりのマップにも掲載の協議をしていただけるということで、大変ありがたいことだと思っております。多くの人に知っていただくことは福生市に住んでいて誇りと言いますか、自慢と言いますか、オーバーかもしれませんが生きる自信になるようにも思います。ぜひとも積極的に活用をして、PR等に努めていっていただきたいと思いますと思っております。

それから、片倉跡地内の一時開放の件につきましては、熊川分水部分だけでも月に1回、みんなで分水のところを訪ねて、散策ができることを夢見ておりますので、ぜ

ひとも地元の団体とも具体的な案を出して進めていっていただきたいというふうに思っておりますので、重ねて東京都との協議はぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、地頭井戸につきましては文化財としての登録、井戸の復元・保存・整備の件につきましても大変前向きな、積極的な御答弁をいただきましてありがとうございました。大変期待をしておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。片倉跡地内の熊川分水、お寺、地頭井戸、熊川神社、神社わきの分水、酒造、そしてどうどう橋へと、市内でとてもすばらしい歴史的、文化的景観を持った地域でもありますので、地域の皆さんと一緒に大切にしていきたい史跡でもありますし、観光資源としても活用し、まちの活性化や市民の集う場所の一つになるものと夢を見たいと思います。よろしく願いを申し上げます。

2項目目の窓口業務につきましては、御答弁、ありがとうございました。部長がおっしゃるとおり行政改革は単に事務事業の縮小や職員の削減だけではありませんで、市民の満足度の向上が一番大切だと思っております。改革の名のもとに市民に説明できないような新たな出費などは考えものだと思っております。

それから、窓口業務に関して言えば、部長のお答えのとおりでありまして、市民に信頼される業務を進めていただきたいと思います。

そこで、最後になりますけれども、最後にととてもうれしい話を一つして終わりたいと思います。実は、福生市の窓口業務に関して大変うれしい情報と言いますか、紹介をさせていただきます。私の友人が市内で商いをしております。それからアパートの経営もしております。その方と、ことしになって話をする機会がありまして、その方のアパートに住まわれておられました若夫婦が、昨年の秋に市外へ転居しました。手紙をもらったそうでございます。市外と言いましても多摩地区のH市でございます。

手紙の中にはこういう内容だったそうでございます。「福生市で何げなく暮らしていたのですが、H市へ越してきて、福生市って実は暮らしやすかったんだとわかった。そして何よりも一番びっくりしたのは、当たり前だと思っていた市役所の窓口の対応がとてもよかったと気づいた。H市に行って気がついた」のだと、そういう内容だったです。

これは、余り職員には聞かせない方がいいかなというふうに思ったのですけれども、やはりいいことは励みにもなりますし、言った方がいいかなと思ったので、この機会に紹介をさせていただくわけですが、アパートのオーナーとしての彼も、また福生市民としての彼もととてもうれしそうでした。私もこの話を聞いて、福生市に住んでいて自信が持てたのだと、それからこの福生のまちづくりに少しでも参加をさせていただいておる私自身にも自信が持てました。こういううれしい話をぜひ職員の皆さんにもお伝えしたいと思って紹介させていただきました。しかしながら、決して慢心することなく、4月からの新しい庁舎での窓口業務サービスに従事していただきたいと思っております。市役所の窓口は福生市に転入をしてきて初めて訪れる場所ですから、福生市のイメージアップにもつながりますし、また、訪れた市民には満足度いっぱいでお帰り願いたいと思っております。これからの職員の皆さんに

大いに期待をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○副議長（羽場茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きを行います。2番末次和夫君。

（2番 末次和夫君質問席着席）

○2番（末次和夫君） それでは、通告に基づきまして質問をいたします。項目は2項目でございます。

1項目目は行財政改革の一環としての選挙開票事務短縮への取り組みについてでございます。昨年の第3回定例会で、加藤議員も質問しましたが、最近、選挙開票事務に対する関心が早稲田大学マニフェスト研究所やマスコミを通じて高まってきております。それは開票事務がただ単に、選挙管理委員会だけの仕事というだけでなく、多くの職員が携わる行政全体の業務であり、行政が求められる迅速性、効率性、正確性の追求により改善意識の向上を目指し、結果として経費の削減を可能とする行財政改革の重要な訓練の場としての業務だと認識されてきたからでございます。

直近では、1月27日に行われた府中市長選で開票事務迅速化への取り組みにより、わずか41分で終了したとのことです。また、東京都の多摩市や福島県の相馬市、長野県の小諸市、茨城県の取手市、北海道の伊達市等多くの自治体が開票事務迅速化への取り組みを始めています。

そこで、我が福生市ではどのような取り組みをしているのか、昨年の都知事選、そして私どもが当事者でありました市議会選、そして参議院選と3回の選挙についてお尋ねいたします。

それでは、1点目としまして、この3回の選挙に対する選挙管理委員会の開票事務に対する基本的な考え方をお教え願いたいと思います。

2点目としましては、開票事務はどのようにして、事務職員はどのようにして選出されるのかお教え願いたいと思います。

3点目としましては、3回の選挙以前の開票事務を改善・改良したところはあるか。

4点目としましては、リハーサル、シミュレーションを行ったのか。

5点目としまして、開票時間の目標点を設定したか。

6点目としましては、3回の選挙の担当職員数、開票時間、人件費、総経費について教えていただきたいと思います。

7点目としましては、この3回の選挙に対する選挙管理委員会の見解と言いますか、総括というようなものをお聞かせ願えればと思います。

そして、8点目は3回の選挙とは関係ありませんが、京都市、最近1月17日に京都市長選で電子投票を導入しております。選挙管理委員会の電子投票に対する見解を

お聞かせ願いたいと思います。

また、９点目としましては、榎戸事務局長は府中市長選のいわゆる府中選管方式を視察したとのことですが、感想をお聞かせいただければと思います。

続きまして、２項目目、学校給食についてでございます。１点目としましては、給食費の収納に関して質問いたします。

未納の問題は給食費に限らず、保育料、市税、国民健康保険税等にもあり、市の財政にも影響を及ぼしています。特別な事情がある人は別として、払える人が払わないでまかり通り、言葉は悪いですが、ずうずうしい人だけが得をするということでは家計をやり繰りしながらまじめに納付している多くの市民の皆さんに不公平感を与え、強いては行政や議会への信頼感を失わせることともなりかねません。税の公平性、社会正義の観点からも看過することのできない問題であり、毅然として、しかも粘り強く解決をしなければならない問題でございます。

今回、その中で給食費の収納について質問いたします。昨年１２月の定例会で杉山議員も質問しました。まだ３カ月しかたっておりませんが、収納状況も少しは変化をしたと思いますので、まずは現状をお聞かせ願いたいと思います。

２点目としましては、１月１０日、読売新聞の朝刊にお隣の羽村市が給食費の未納・滞納対策として、新年度から申し込み制度を導入するとの記事が書かれていました。これは保護者と学校給食の提供について契約書を交わし、署名させることで、滞納を続けている保護者の意識改革を促し、悪質な未納者に対しては法的な手続の根拠とするとのことでございます。ちなみに、羽村市の１８年度の学校給食費未納欠損額は１５８万６２９０円で、我が福生市は２５８万５９２０円でございます。また、千葉県の市川市も新年度から学校給食申込書の提出を求め、提出を拒む場合は原則として弁当を持参してもらう方針とのことでございます。千葉県内では既に山武市が昨年４月から保護者に同様文書の提出を求め、効果を上げているとのことでございます。また、昨日の朝刊で武蔵村山市も新年度からこの制度を導入するとのことでございます。我が市でも収納率向上の可能性のあるこの給食費の申し込み制度を導入すべきだと私は考えますが、教育長の御見解をお聞かせください。

続きまして、３点目でございます。米飯給食について質問いたします。最近、日本型食生活としての米飯給食が見直されております。それは伝統的な食育としての食文化の継承、また、米やその他食糧の自給率の維持向上、そして地産地消といった考え方だけでなく、和食中心の米飯給食が子どもの心を穏やかにさせる効果があるのではないかと注目されつつあるということでございます。

一例を挙げますと、長野県上田市真田地区に１９９７年、大塚氏という方が教育長として着任したころ、この地区の学校は非常に荒れていたそうですが、現在、上田市真田地区の公立小・中学校は非行ゼロで、また学力も全国平均を上回るまでに向上したとのこと。それは、大塚教育長が中学校の校長をしていたとき、問題を起こす生徒は朝食を食べていないという共通点に気づき、食生活に非行の一因があることを確信し、せめて給食は野菜のあえ物や煮魚など健康的な和食を食べさせようと思い、一部の保護者の反対はあったそうですが、子どもが食べたい物よりも食べさせたい物を出

し続けるとの信念を貫き、2002年には完全米飯化したとのことです。

和食中心の米飯給食が子どもの心を穏やかにさせるといった科学的根拠はいま一つ定かではありませんが、我々農耕民族である日本人はご飯に味噌汁、そして漬け物でもあれば一番お腹のおさまりもよく、落ち着くのではないのでしょうか。そして、落ち着いた心で授業にも集中でき、理解も深まり、当然学力も向上し、また、争い事も少なくなると私は単純に考えます。

福生市の場合、中学校は完全給食ではありませんので、せめて小学校は完全米飯給食ができないものかと思います。現在、米飯給食は週2度ほどだと思いますが、4回、5回とふやすことができないか、パン給食との比較も含めてお答えいただきますようお願いします。

以上が、1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 末次議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

1点目の、行財政改革の一環としての選挙開票事務短縮への取り組みにつきましては、この後選挙管理委員会より答弁をさせていただきます。私の方からは、御質問の学校給食につきましてお答え申し上げます。

1点目、現在の給食費収納の現状についてでございますが、平成19年度の収納の現状につきましては、平成20年1月末現在、現年度分におきまして調定額は1億2585万5770円、収納率85.27%で、対前年度比1.5%の収納率の上昇となっております。また、平成16年度から平成18年度の滞納繰越分につきましては、年度当初では125世帯、188人、調定額にいたしまして647万9350円でしたが、1月末では36世帯減少の89世帯、人数で63人減少の125人となりまして、収納率では28.11%で、対前年度比13.3%の上昇となっております。

次いで、2点目の給食費収納率アップのための申し込み制度の導入につきましてでございます。隣の羽村市におきまして御指摘のように、都内の自治体では初めての試みとして保護者が校長へ給食の申し込みをするという、いわゆる契約行為というものに当たるものでございますが、学校給食の申し込み制をことしの4月から導入する旨の報道がされておりました。

福生市では、未納を出さないために給食だよりや毎月の献立表の中で、給食費の適切な納入、学校給食の意義や役割につきまして保護者への啓発活動を進めるとともに、職員による未納者への訪問徴収を積極的に実施をしておりますことから、徐々に収納率が上向いているところではございます。

御質問の申し込み制度の導入につきましては、給食費の支払いは、保護者の義務であると認識をしていただくには大変よい方策であろうと考えております。問題点を精査し、また、先進市の事例を参考にさせていただき、この方法や法的な措置等を含めまして、いろいろと検討をさせていただきたいと、かように考えております。

3点目の米飯給食についてでございますが、平成18年3月に策定をされました「食育推進基本計画」の中にうたわれております日本型食生活の実践、食料の自給率の向

上、あるいは望ましい日本型食生活と言われております主菜、副菜、汁物での「一汁二菜」の定着といったようなことを考慮に入れまして、4月からは現行の週2日から隔週で週2日、または週3日とし、平均をいたしまして週2.5日、年間では現行の77日から99日へと、米飯給食22日の増加の予定をいたしております。米飯給食は、4月より小麦の値上がりなどが想定されますことから、原材料費の価格を抑えることはできますが、カロリー面におきましては東京都の栄養摂取基準の650キロカロリーを基準に提供していきますには、基準を下回ってしまいますので、その点ではパン給食と併用することで、エネルギー量の確保が図られていくということになるわけでございます。

また、御質問の中で、長野県の現上田市、真田地区での完全米飯給食を実施したということでございますが、そのことにより非行問題が解消されたとのことのお話、4月から福生市においてもおよそ30%近い回数の米飯給食がふえますことから、子どもたちの様子を私どもとしては注目していきたいと考えております。

なお、御質問の完全米飯給食の福生市におけます実施でございますが、現在の福生市の給食センターでは設備面、あるいはスペース的な問題から、さらには調理品の二次汚染等の問題、子どもたちの嗜好や東京都の栄養摂取基準の650キロカロリーのエネルギーの確保をするということ等々を含めまして、目下のところはなかなか難しい状況でございます。

以上、末次議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(選挙管理委員会事務局長 榎戸宏君登壇)

○選挙管理委員会事務局長（榎戸宏君） 行財政改革の一環としての選挙開票事務短縮への取り組みについて、選挙管理委員会からお答えいたします。

1点目の選挙管理委員会の基本的な考え方ということですが、選挙の管理執行は公正、かつ正確であることが基本です。この基本を踏まえた上で、開票事務に当たっての考え方は、まず正確性を第一に、次に、有権者に選挙結果を早く知らせるために迅速かつ効率的な開票に努めています。

2点目の、担当職員はどのようにして選出されるかにつきましては、選挙管理委員会事務局で、事務従事する職員を選出し、庁議に報告後、各職員に依頼をしています。

3点目の平成19年以前の開票事務と比べて改善、変更したところはどのようなことですが、昨年は選挙開票録システムの導入、投票用紙を候補者ごとに100票束にしたときにつける付箋紙に改良を施したこと、票を点検するときの点検の仕方に変更をいたしました。

4点目の、リハーサルは行っているかにつきましては、現在、選挙ごとに職員に投開票事務説明会は行っておりますが、リハーサルは行っておりません。

5点目の、開票に当たって目標時間を設定したかにつきましては、具体的に何時までに終わらせるというような設定はしていませんが、前回のそれぞれの選挙の開票時間より早く終わらせることを目標といたしました。

6点目の、昨年3回の選挙の担当職員数、開票時間、人件費、総経費につきましては、4月8日執行の東京都知事選挙は開票従事者数88人、開票時間1時間48分、

開票の人件費 73 万 3060 円、総経費 1830 万 5494 円です。

4 月 22 日執行の福生市議会議員選挙は、開票従事者数 87 人、開票時間 2 時間 5 分、開票の人件費 69 万 7445 円、総経費 2627 万 3123 円です。

7 月 29 日執行の参議院議員選挙は開票従事者数 99 人、選挙区選出選挙が開票時間 3 時間 10 分、比例区選出選挙が開票時間 5 時間 20 分、開票の人件費は 123 万 8295 円、総経費 2010 万 2534 円です。

7 点目の、昨年 3 回の選挙に対する選挙管理委員会の見解、総括ということですが、福生市は、開票が他市に比べて遅いのではないかと御意見をいただいておりますので、昨年の開票に当たっては事前に他市の開票状況の視察や、早稲田大学マニフェスト研究所主催の開票事務研修会に参加して、開票の迅速化に取り組んだところでございます。

結果といたしまして、都知事選挙では立候補者数が前回より 9 人ふえ 14 人になりましたが、前回とほぼ同様の開票時間で終了でき、26 市中 10 番目でした。福生市議会議員選挙は、前回より 1 時間 5 分の開票時間の短縮が、参議院議員選挙の選挙区選挙では立候補者数が 9 人ふえ 20 人になりましたが、前回の開票時間より 10 分の超過で 26 市中 10 番目、比例区選挙では政党数が 3、候補者数が 31 人ふえましたが、2 時間 20 分の短縮、26 市中 14 番目で開票が終了いたしました。

立候補者数がふえたにもかかわらず、前回選挙とほぼ同様の開票時間で作業が終わった選挙、また、開票時間の短縮ができた選挙と、開票時間短縮には一定の改善成果が出たものと思っております。しかし、参議院議員選挙の開票の際、一部の不手際があったことは遺憾であり、この教訓を今後の開票作業に生かしていきたいと考えております。今後、職員の退職が多くなり、開票事務に従事するベテラン職員が減ってきますので、若い職員に開票事務のノウハウを覚えてもらうような指導も必要かと考えております。

8 点目の、京都市長選挙で導入している電子投票についての見解とありますが、電子投票を実施すれば開票にかかる経費削減及び開票時間の短縮を図ることは可能です。しかし、電子投票で選挙を実施できるのは、現在、地方選挙のみとなっております。国政選挙では実施できないこと、電子投票を実施する場合の使用機器に多額の費用がかかることなどにより普及が進んでいません。国政選挙での実施と使用機器に対する財政的な援助がないと普及しないのが現状と考えております。

9 点目の、去る 1 月 27 日執行の府中市長選挙の開票を視察したときの感想とありますが、開票の各部署の責任者となる職員が、部署ごとに適切に指示を出し、開票事務に当たっていること、開票事務迅速化に歴史があり、職員に対し開票マニュアルが浸透していること、全国一開票を早く終了させるという意気込みが職員に感じられたこと、府中市のレベルまで時間短縮を図るには、選挙管理委員会だけでなく職員が一丸となって取り組まなければならないと感じました。

以上で、末次議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○2 番（末次和夫君） 御答弁ありがとうございます。先ほどの質問で、開票事務に関してでございますけれども、1 点目の基本的な考え方についてですが、榎戸事務局

長が正確性を第一にというようなことで言われました。確かに正確性が基本ではありますが、私の仕事上の経験でも、例えば物づくりのスピードの早い職人さんは概ねミスも少ないのです。逆に手の遅い職人さんというのはミスも多いというようなことで、これは集中力の問題かとも思いますので、正確性というものも効率性というものもある程度比例するものだと私は考えておりますので、同列として考えるべきではないのかとは思っております。

そして、7点目の3回の選挙の総括というようなことで開票時間についてお答えをいただきましたが、私の調べたところでも福生市は東京都26市中、また全国的にも開票時間は概ね真ん中より上に行っていると思います。しかし、これも正確な比較というのは難しく、開票事務の従事者数や立候補者数、総投票数等によって随分違います。例えば、立候補者数、投票総数がほぼ同じで、開票事務に携わる従事者が100名で、2時間かかった場合と、開票従事者が200名で、1時間の場合、公表される開票時間が1時間と2時間では、何も知らない人は1時間の自治体は努力しており、2時間の自治体は努力していないと受け取られがちですが、効率性では二つの自治体は同じであり、人件費もほぼ同じだと考えられます。そういう意味では、1人の開票従事者が1分間に何秒処理できるかという効率性、迅速性が一番重要だと思います。

早稲田大学マニフェスト研究所発表の昨年の参議院選の効率性ランキングでは、福生市は1937の全国自治体中693位でございます。東京都26市中では14番目でございます。これは先ほど榎戸局長が言いましたように、たまたま不手際があった参議院選ということでございますので、選管の名誉のためにお話ししますと、都知事選では1分間に2.65票、市議会議員選では2.38票の処理をしており、この処理数ですと多分3分の1以上の上位にはなるかと思います。

ちなみに、全国のトップは群馬県みどり市で、1分間の処理票数は5.24票でございました。東京都全体では、お隣の瑞穂町がトップで、全国順位でも13位、1分間に4.24票でございます。先ほど述べました府中市は全国65位、東京都26市中では1位、東京都全体では瑞穂町に次ぎ2位で、1分間の処理数は3.04票でございます。

また、8点目の電子投票につきましては、国政選挙では使用できないということでございますし、費用対効果を考えますと、私も時期尚早かと思っております。

それでは、2回目の質問に移らせていただきます。1点目と言いますか、今年度5月に市長選が行われます。我が会派の先輩議員も立候補いたしますし、現在、3人ほど立候補者が決まっているようでございます。また、場合によりましたら、市議会議員の補欠選挙も行われると思いますが、この5月の市長選への取り組みについてお伺いしたいと思います。

1点目としましては、担当職員を公募する考えはないのかということでございます。行財政改革の訓練といった意義を理解し、賛同する人を公募して行ってみる価値はあるのではないかと私は思っております。例えば、相馬市の場合ですが、公募しまして、72名の公募で、応募した職員の方は60名だったということですが、最終的には60名で開票事務を行って、なおかつ予定よりも短い時間で開票事務ができたというよ

うな実績もございます。

2点目としましては、平成16年の市長選は無投票でございましたので、平成12年の市長選と比較してでございますが、予定担当職員数、開票の人件費予算も一応12年と比較して教えていただければと思います。

そして、3点目になりますが、開票時間の目標タイムの設定をするのかということでございます。目標があればやる気も出、そのためにはどうしたらいいか考え、より創意工夫が生まれるのではないかと思いますので、一応お聞きしたいと思います。

4点目としましては、開票事務の改善改良でございます。先ほど、瑞穂町が今年の参議院選で1分間に処理票数が東京都全体で1番だったということを行いました、瑞穂町の担当の職員さんに聞きましたら、参議院選前に早稲田大学研究所の研修会に参加して、それまでは開票の1次点検、2次点検を座って行っていたそうですが、参議院選では皆さん立って開票点検を行ったということでございます。また、会場レイアウトの一部も変更し、立会人の人には詳細な事前の説明をしたということでございます。また、リハーサルも1回行ったというようなことを聞いております。また、もう一つ、服装ですが、大体やる気のある自治体というのはジャンパーに運動靴と相場が決まっているのですが、せめて運動靴ぐらいは皆さんに履いてもらうように指示してもらうことはできないのかと、その辺のところもお聞きしたいと思います。

続きまして、学校給食について質問いたします。給食費口座振替日の変更についてでございますが、現在、毎月16日が口座振替日になっていると思います。公務員の場合は20日、民間の多くは25日が給料日だと思いますが、16日ですと保護者の皆さんも家計のやり繰りがだんだん大変になってき始めるのではないかと思います。振替日に残高不足により引き落としができない保護者がいるとも聞いております。振替日を月末とか月初めに変更することはできないか、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

2点目としましては、申し込み制、法的措置導入の場合、実施時期についてでございますが、先ほど、学校給食の申し込み制法的措置について検討する旨の答弁をいただきましたが、もし実施する場合は年度途中からの導入が可能なのか、お尋ねいたします。

以上、2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（榎戸宏君） それでは、開票事務の関係につきまして再質問をいただきましたので、順次、御答弁させていただきます。

1点目の担当職員の公募の考え方につきましては、従来どおり選挙管理委員会事務局で選出していきたいと考えております。

2点目の平成12年度の市長選挙と比較して、予定職員数、投開票人件費につきましては、平成12年度は開票事務従事者数105人、20年度は80人で、投開票にかかる人件費は平成12年度決算ベースで827万6560円、20年度予算は723万6000円で予定しております。

3点目の平成12年の市長選挙の開票確定時間及び今市長選挙の開票目標時間設定とのことですが、平成12年の市長選挙の開票確定は、2人の立候補者数で午後10

時15分でした。開票作業は、選挙する数、立候補者数、投票総数、さらに開票立会人が行う確認作業等により開票時間にかなりの差が生じる実態がございます。市長選挙の目標時間の設定を具体的にここで何時にと申し上げられませんが、極力、開票時間短縮には努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の票点検を立ったままで行う考えはとのことですが、立ったままの票の点検を行うには点検数、机の高さを高くするなどの方策をとりませんと、長時間の点検作業により腰に負担がかかり、かえって点検作業の能率が落ちてしまいます。机の高さを高くするなどの方策が可能なら、取り入れていきたいと考えております。

立会人さんへの事前の説明ということですが、開票をする前に立会人さんには職務について説明をしております。なお、この部分につきましては説明の内容などをもう一度精査していきたいと考えております。

また、運動靴での開票作業に当たってはというようなお話でございますが、従来から説明会でも動きやすい靴で作業に当たってもらいたいと言っております。今後も、運動靴には限定しませんが、動きやすい靴で従事してもらうようにしていきたいと思っております。以上で、答弁とさせていただきます。

○教育次長（宮田満君） 学校給食についての再質問に答弁いたします。

1点目、給食費の口座振替日の変更でございますが、現行では振替日が16日となっておりますので、御指摘のとおり残高不足により振替不能も発生しております。そこで、振替日を月初め、もしくは月末の引き落としに変更できればと銀行等と協議を行っております。大方の銀行には変更承諾をいただいておりますので、早期に給食費の口座振替日の変更を行いまして、保護者の方々の給食費納入の便宜をより一層図るとともに、給食費の未納の発生を防止いたしたいと思っております。

現行の振替日が16日ということにつきましては、本市が給食費の口座振替を導入いたしましたときに、給食費が私会計のため振替日を銀行等の繁忙期ではない16日に設定したという経緯がございます。銀行等には現在の給食費未納問題に対する御理解をいただきまして、口座振替日の変更に協力いただけるよう協議しております。

2点目、申し込み制度の導入及び滞納者に対する法的措置の実施についてでございますが、申し込み制度につきましては教育長も答弁いたしましたように、給食費の支払いは保護者の義務であると認識をしていただくにはよい方策でございますので、早急にこの制度の問題点の精査、先進市の事例等を検討いたしまして、できれば早い時期に導入が、というようなことを考えてございます。

また、法的措置の実施につきましても、子どもを盾にとっての給食費を滞納する、実に悪質な保護者に対しましては、本市の給食会計が市だけで行っておりますが、裁判所を通しての督促状の送付が可能であるとの検討の結果が出ましたら、新年度の途中にでも早期に実施いたしたいと考えてございます。以上、再質問に対する答弁でございます。

○2番（末次和夫君） どうもありがとうございます。それでは、要望の方を言わせていただきます。

1項目目ですが、行財政改革の一環としての選挙開票事務短縮への取り組みについ

てでございます。選挙は民主政治の根幹をなすもので、その管理・執行は公正かつ正確であることが基本であると同時に、選挙民に結果をいち早く知らせることも重要なことでございます。今回、冒頭に申し述べましたが、開票事務の迅速性、効率性、正確性の追求により、そこに携わる職員の皆さんの内発的な改善意識が芽生えれば、そしてその意識を日常業務に生かすことができれば、行財政改革はより一層前進すると思います。そのためには選挙は、選挙管理委員会に任せておけばいいというような考えではなく、行政全体の仕事だとの認識のもと、全庁一丸となって行い、役所のやる気を内外にアピールするいい機会だと思いますし、開票事務を行財政改革の訓練の場として活用しないのはもったいないと思います。

5月の市長選に間に合わなければ、次は多分衆議院選だと思いますが、その時は具体的な目標タイムを設定し、府中市選管方式に負けないような福生市選管方式で頑張ってくださいことを期待いたします。

続きまして、2項目目、学校給食についての要望でございます。給食費申し込み制度導入について検討するとの教育長の前向きな答弁もございました。少しでも収納率がアップする可能性のあることであれば、ぜひ試してみる価値があると思いますので、実施の方向で検討していただきたいと思います。

続きまして、米飯給食についてでございます。以前から朝食を食べない子は切れやすいというような話は聞いておりました。学校の先生も保護者に「子どもに朝食を食べさせるような話はしている」とも言いますが、今の時代、それでも聞かない保護者も多いと思います。今回、米飯給食を取り上げましたのは、先ほど述べました長野県上田市の事例を昨年新聞で知り、朝食を食べない子ども、米飯給食で少しでも心が穏やかになれば授業態度も改善し、校内の落ち着きや学力の向上につながる可能性があると思ったからでございます。

先ほど、4月から米飯給食を週2日から2.5日にするとの答弁でございました。ご飯の外部委託とか現状の設備でいろいろ工夫して、最低でも全国平均の週3日にできないものかと思います。また、老朽化し、スペースの問題もある第1、第2給食センターも近い将来、別の広い場所に移り、統合するか、羽村市、瑞穂町の給食センターの一部組合に入るか、今後、我が市にとりましても大きな課題ではありますが、いずれにしても完全米飯給食実施を大きな選択肢の一つとして検討していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○副議長（羽場茂君） 次に、12番阿南育子君。

（12番 阿南育子君質問席着席）

○12番（阿南育子君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。私からは大きく3点、食の安全・安心への取り組みについてと横田基地について、そして高次脳機能障害への支援体制についてお伺いいたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目の食の安全・安心への取り組みについてです。昨年、大きなところではミートホープ社の食肉偽装の事件が起こってから、食品の賞味期限の偽装や産地偽装、

原材料の偽装など次々に起こる食べ物にまつわる事件から、いわゆるうそによる食品への信頼が崩れ、食べ物を選んでいくときに何を基準にすればいいのか、どのような情報があればいいのかを考えさせられた年だったのではないのでしょうか。

また、バイオエタノールの開発により、アメリカでは食べるための小麦の生産から、エネルギー源としてのトウモロコシ生産に切り変える農家がふえ、そして、中東の産油国の政情不安に加えてアメリカサブプライムローンの影響などから、原油価格の高騰で食べ物を収穫する燃料、つくるための燃料、運ぶための燃料が値上げされと、食品全体に値上げせざるを得ない状況に追い込まれ、私たち日本の食がいかに輸入に頼る、脆弱な環境にあるのかを思い知らされました。

そして、そこに追い打ちをかけるがごとく中国製の餃子の農薬混入問題が発生し、いまだに原因が特定されていない状況です。原因については幾つかのことが言われているようで、微量に農薬が検出されたものについては残留農薬の可能性、比較的たくさん検出されたものは後から振りかけられた事件性の高いもの、また、中くらいの量ではポストハーベスト、いわゆる収穫した後に流通や保存の段階での防虫等の目的でかけられる農薬ですが、その残留の可能性も指摘されているようで、いまだにどこの何が原因なのか特定されていない状況です。

今回、日本生活協同組合連合会、略して日生協などと言いますけれども、ここの扱う商品であったことでも一層不安を大きくしたようです。生活協同組合は一般に「安全・安心な食材、生産者とつながった商品づくり」で、しかも割安というイメージがあるようですが、「信じていたのに」という組合員の方も多かったのではなかろうかと思います。

現在、日生協に加盟する生協は499あるそうですが、今回、問題のCOOP商品をすべての生協で扱っているわけではありません。独自の商品開発を利用する組合員みずからが深くかかわり、トレーサビリティやサステナビリティと言いまして、つまり食卓に上がる物がどこでどのように、例えばお魚だったならばどこの海でとれて、どこでさばかれて、どのような場所で切り身にされて、どんなふうに冷凍か冷蔵かわかりませんが、そういうところもしっかりと追いかける、そして流通の段階でもそういうことがわかるというようなこと、そして、野菜であればどんな畑でとれて、そして環境にどんな影響のある農薬が何回使われて、そしてもう一回つくるためにはどんな問題があるのかなのか、環境に負荷をなるべくかけない生産がされているのか、そういう考え方があるのかどうなのか、そういったこともわかるというようなことを生産者とともに情報公開と、そして問題点を解決するという姿勢に立って、組合員と生産者が手を携えてつくっていく、そうしたことから国産の自給率を上げることも視野に入れながら取り組んでいるところもあります。そこでは、加工品の調味料に至るまで素性を確かめることのできる情報公開の中で、問題点の共有がされるわけです。

例えば、遺伝子組み替えに対しては、国の基準では既に外国では生産がされていて市場に出回っている以上、購入は避けられないとして、上位3位までの主原料の重量に占める割合が5%を超えるものは表示しなさいとなっているわけですが、結

局、5%未満は野放し状態になっているわけです。原材料に占める割合の少ないものについても表示義務がないので、結局総量としてどのくらい入ってきているかわからないのが今の日本の現状です。

しかし、この生協では基本的に扱わないようにしているけれども、国の基準よりも厳しい基準として独自に自分たちはすべての原材料について5%未満にしていこうと、さらに、対策ができたものについては1%未満にしていこうと目標を持って既に対策が進んでいます。検査も独自体制をとっています。しかも、小麦粉や米などは国産を扱いますので、この基準にかかわるのが原材料の菜種を輸入に頼らざるを得ない菜種油、そして加工品の中のコンスターチの原料のトウモロコシのような微量なところで、遺伝子組み替えに関しては課題がありますよと知らせる。しかも、国の基準よりは、先ほども言ったようにリスクが低いわけです。

そのように情報を公開し、お互いにリスクのレベルを理解した上で利用しながら、改善策を模索していくといった取り組み方をしている生協もあります。

こだわれば、できることがあります。進むことができます。そうやってみずからの安全性を高め、納得して食材を利用することは重要なことです。私たち日本人の食卓を、みずから納得して選ぶとするとときに、さまざまな障害があることが確認されてしまった今だからこそ、国内生産にこだわり、自給率を上げていく努力、安全性を高める努力を国だけの課題とせず、地方自治体もできるところから着手すべきであるし、生産現場や流通に透明性を高めて、食の安全・安心を確保する努力をするべきだと考えると、今回、何点か質問をさせていただきます。

1番として、中国産加工品に関する市民への影響についてです。今回の中国産の餃子の事件で、冷凍食品による健康被害や不安の声など市内への影響はあったのでしょうか。市民からの問い合わせは、市や保健所などへ寄せられたのかどうかという点をお聞きいたします。

2点目として、学校給食やランチルームの食材の原材料はどこまで安全性が確保されているのでしょうか。産地や生産方法など、確認できる体制がどのようにとれているのでしょうか。

それから、3番目として、学校給食の給食センターの審議会があると思うのですが、これのあり方についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、福生市の食育の取り組みについて、さまざま取り組まれていると思いますけれども、今後の予定などもあわせてお知らせいただければと思います。

それから、2点目の横田基地についてです。自衛隊との共同使用にまつわる工事も始まるということで、軍軍共用が着々と進められようとしています。私たち生活者ネットワークは基本的には基地は要らない、反対という立場でございます。

昨日の清水議員の質問では、大災害などがあつたためのために協定を結ぶべきというテーマが出されていきました。大変大事なことだと思いますけれども、大きな災害が起こったときに、そこにいる人たちが持てる力を出し合って、協力し合って乗り切れることは当たり前のことでありまして、基地がもしなくて、一般の企業や住宅が立ち並ぶところであれば、その人たちが持っている道具やスペースを提供し合って助け合う

わけですから、協定を結んで、それが中だけでなく外にも来ていただきたいなどとお願ひするような関係しかつukれないものであるというところが、既に問題であると言えるのではないのでしょうか。

また、今回沖縄で、「またか」という事件、米軍人による少女拉致暴行事件が起こってしまいました。何度繰り返されるのだと本当に腹立たしい思いがいたします。この少女の場合、そっとしておいてほしいとの理由で訴えが取り下げられましたので、事件を起こした犯人も釈放されたということで、弱い者が泣きを見るということ以上にやるせない、悔しいような憤りを感じます。

このことから推測するに、このような非道な犯罪がまだまだほかにもたくさん隠れているということではないのでしょうか。繰り返される犯罪、人権侵害はまるで日本人には何をしてもいいとでも思っているような振る舞いで、今回の事件で軍として外出が規制されれば、それを破ってまた犯罪に及ぶといったことが沖縄では起こっています。日本は、アメリカの属国でも植民地でもありません。日本は平和的外交により国際紛争をおさめる手法を確立し、同時に食料自給率を上げて自立をし、世界に対しては平和貢献ができる国となることを進めていくべきです。そして、基地にはそろそろ「ノー」と言ってもよいのではないかと思います。今回の事件に関しては非常に憤りを感じているということを申し述べさせていただきながら、質問をいたします。

1点目の質問としては、横田基地に所属の軍人軍属の現状についてです。沖縄の事件では基地の中ではなく、基地の外側というか、市内に住んでいた軍人が起こした事件であったということですが、9. 11のテロ以来、基地からの情報提供が減り、現在、横田基地には何人住んでいて、市内には何人住んでいるのかということがはっきりわからなくなったと記憶していますが、きょう現在の状況はどうでしょうか。

また、事件事故等が発生したときに、基地関係者とそのほかの外国籍の方と日本人とでは処理の仕方に違いがあるのでしょうか。そして、福生市ではどのくらいの事件事故が起こっているのでしょうか。

また、2点目として環境への影響はどうなっているのでしょうか。燃料漏れ事故等が発生したときに、報告が送られてきますが、すべてではないということだったかと思いますが、現在はどうなっているのでしょうか。

また、基地の中のごみ処理はどのように行われているのでしょうか。基地の中とは言え、隣接する場所ですので、どのような処理のされ方をしているのか把握されていますでしょうか。福生市と同じような分別や処理の仕方がされているのかどうかを教えてください。

それから、生ごみのディスポーザーについて、どのようなタイプのものが使われているか。以前、市では下水処理に影響するので、生ごみを細かくして流してしまうディスポーザーの使用の自粛を市民に求めていたことがあったかと思いますが、横田基地から出てくる下水も一緒に日本で処理をするのでしょうか、その使用はどうなっているのかをお聞きいたします。

それから、3点目の高次脳機能障害の支援体制についてです。これは、まだ耳慣れない方もいらっしゃるのではないかと思います。障害者支援法ができまして、高次

脳機能障害というような障害の方もいらっしゃるのだということで、そこへの支援が必要だということになったわけですが、交通事故を起こして、また遭ったりして脳に損傷が起こった場合とか、あと病気でも脳に障害が起こる場合がありますけれども、例えばインフルエンザ脳症ですとか、そういったものによって、それまでは元気だったのだけれども、そのことの原因がはっきりしていて、そこから少し生活をするのに困る事態に陥っているというような障害をお持ちの方、例えば、朝電車に乗って会社に着いて仕事をして、また帰ってくるというようなことの道順が途中でわからなくなってしまうとか、体が元気な方もたくさんいらっしゃるの、普通に生活ができるのかなと周りからも扱われてしまうので、そこでのそごがいろいろ起こってしまうというような障害の方なわけですが、身体的な障害を伴う場合もあります。

その高次脳機能障害の支援をするNPOがあるということで、勉強会に参加をしたところ、地域リハビリ支援センターというのを整備を今、東京都では進めているのだというお話がありまして、地図をいただきまして、それを見ましたら色分けされていて、黒いところは整備がされているのですが、東京都の区部の足立区と葛飾区と荒川区、あと、多摩西部の部分が真白で、ほかの自治体から参加された方はもう既に始まりつつあるこの支援の中での問題点などを話し合っておられるのですが、私は「これ真っ白ですね」ということで、「西多摩はどうなっちゃっているのでしょうか」というようなことで今回質問をさせていただくことになりました。

2次医療圏ごとに、この地域リハビリテーション支援センターを整備し、地域のさまざまな保健所ですとか自治体ですとか、相談窓口などがネットワークの連絡会をつくるということになっているかと思うのですが、今の予定を、どのような進められ方で、リハビリテーション支援センターの設置が進められているのかということをお聞かせください。

それから、2点目として高次脳機能障害の方の状況ということで、多分まだまだ少ない数字ではないかと思っているのですが、現在該当する方で、この障害であるとカウントされている方というのは、西多摩や福生市には何人程度いらっしゃるのか、どの程度把握できているのかということをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問です。

○副議長（羽場茂君） 2時5分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○副議長（羽場茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 阿南議員さんの御質問にお答えをしていきたいと思っております。

食の安全・安心への取り組みについての1点目、中国産加工食品に関する市民への影響についてですが、中国産の冷凍餃子に毒性の強い薬品が付着していたことについては、市民の食生活に大きな影響を及ぼすこととして大変危惧をいたしております。

この件については、ことし1月30日に厚生労働省食品安全部監視安全課から「中

国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害事例の発生について」の報道があり、その翌日の31日には、東京都の消費生活部から健康被害に関する消費生活相談事例に関する緊急調査がありました。この調査対象は昨年12月1日からことし1月30日までの間に受けた苦情相談件数に関するものでしたが、市の消費者相談にはこの件に関する市民からの相談はなく、その後、2月6日に保健センターへ来庁された1件がありました。この相談は中国産の餃子等数点を持参され、安全性に疑念を持つというもので、その場で西多摩保健所に電話をし、保健所の担当者から本人に説明があり、持参のものは持ち帰られております。その後、現在まで相談に関する問い合わせはないということでございます。

西多摩保健所に、西多摩管内における状況について問い合わせましたところ、この2月末現在で20件の相談を受けており、一般的な相談が8件、中毒症状があったとする内容の電話が12件で、そのうち冷凍餃子に関するものは6件とのことです。しかし、西多摩保健所では現在のところ毒性があると判定されたものはなく、医師にかかったという人もいたそうですが、健康被害そのものは出ておりません。相談の中で福生市民が何名いらっしゃったかにつきましてはわからないということでございます。

次に、2点目から3、4点目の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをいたします。

横田基地についての1点目、横田基地に所属の軍人軍属の現状についてということでございますが、横田基地の人口についての照会に対し、今までは概数の報告だけでございましたけれども、沖縄県での暴行事件を受けまして、再発防止策の一つとして毎年1回、軍人等の居住実態について地元自治体に報告することとなりまして、2月26日にその報告がありましたので、申し上げたいと思います。

この報告は、平成19年3月31日の時点で、東京都に居住する軍人等の人数は8302人で、福生市の地域に居住している軍人等は2643人、このうち193人が基地の外の福生市内に住んでいるとのことでございます。

次に、軍人等による事件、事故の発生件数に関する資料は3種類ございます。いずれも平成18年度の東京都における事件・事故の発生状況ということになります。一つは、昨年12月21日の衆議院での警視庁が発表いたしました検挙件数で、7件というのがございます。二つ目は、北関東防衛局の資料で公務上での交通事故が13件、公務外での交通事故が112件で、合計125件、刑事事件はゼロ件というものです。三つ目は、東京都の資料で粗暴犯1件、その他2件の計3件というのがございます。

なお、福生市内での交通事故については、今回初めて北関東防衛局から情報提供がありました。まず、2月24日に福生市内で横田基地の憲兵隊員が、酒気帯び運転により軽度の人身事故を起こしたものの、それから2月26日に米軍人の信号無視による軽度の人身事故が1件発生しております。酒気帯び運転につきましては、東京都と5市1町で横田基地司令官に対しまして綱紀粛正の要請を行っております。

次に、事件、事故等が起こった場合の基地関係者と日本人との違いという話でございますが、このことは日米地位協定第17条に書かれております。基本的に米軍人や軍属が公務外で罪を犯した場合、日本の警察は被疑者等が日本人である場合と同様に、

必要に応じ一定の手続のもと、被疑者の身柄を継続して確保することとなります。

一方、米側が被疑者の身柄を確保したときは日米地位協定上、日本側が被疑者を起訴するまで米側が被疑者を拘禁することとなります。ただし、米側が被疑者を拘禁している場合であっても、米側は日本の警察当局による捜査活動に対して全面的な協力を行うということで、日本の警察当局が被疑者の取り調べを行う必要があれば、米側は被疑者を警察まで移送し、警察による取り調べが円滑に行われるようになっております。また、公務上での事件、事故については、米軍からの公務証明書が日本の検察に提出された時点で、その身柄は米軍に引き渡され、日本側に裁判権はなくなります。

次に、2点目の、横田基地による環境への影響についてですが、横田基地では1日約30トンの一般ごみが排出され、そのうち約45%がリサイクルされ、約53%が基地内で焼却処分されております。残りの2%は埋め立てているとのことでございます。基地内でのごみ焼却施設の能力は1日に約20トン燃やせる焼却炉が2基ありまして、週のうち6日間、24時間稼働しているとのことです。

ごみの分別方法ですが、各家庭では簡単な分別を行い、ほとんど焼却施設で分別作業を行っているということでございます。なお、ディスプレイにつきましましては、横田基地に照会しておりますが、回答を得ておりませんので、回答があり次第お知らせをいたします。

次に、情報収集の開示ということでございますが、昨年の3月に油漏れについての報道がありましてからは、日米合同委員会の合意基準以外の事件・事故についても報告されるようになっておりますが、今後も東京都や基地周辺の5市1町と連携をいたしまして、米軍に対し事件・事故についての情報提供を早期にきちっとやるようにということを求めていると思います。

次に、高次脳機能障害への支援体制についてですが、高次脳機能障害は交通事故や脳血管疾患（いわゆる脳卒中などがございます）により、脳の損傷を経験した人が記憶・注意・思考・言語などの知的な機能に障害を抱え、生活に支障を来すということを行い、精神・心理面での障害が中心となるため、三つばかり特徴的なものがあるようでございます。

一つ目は、外見上は障害が目立たないということ、二つ目は、本人自身も障害を十分認識していないということ、三つ目は、障害は診察場面や入院生活よりも在宅での日常生活、特に社会生活場面である職場、学校、買い物、役所や銀行の手続、交通機関の利用等で出現しやすいため、医療スタッフが発見しにくいというようなことでございます。

こうした高次脳機能障害の方は、外見からはわかりにくく、障害を知らない人から誤解を受けやすいため、人間関係のトラブルを繰り返すことも多く、社会復帰が困難な状況に置かれているようです。また、身体の障害は完治、または軽症であり、精神障害とも認められない場合が多いので、医療・福祉サービスを受けられず、高次脳機能障害に対する社会的な認知度も、どうも低いということでございます。

東京都では、平成11年度に高次脳機能障害の実態調査を行い、高次脳機能障害者はリハビリ機関に多く集中しており、リハビリテーションの役割が大きく、福祉サー

ビスの受け皿を拡大・充実させるとともに、相互の密接な連携が必要との認識がされ、その後、医療スタッフを中心とした専門家向けマニュアルの作成や、普及啓発のための一般向け及び日常生活を援助する家族向けパンフレットが作成され、高次脳機能障害の診断やリハビリテーションに活用されているようでございます。また、平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、都道府県に1カ所以上の支援拠点の設置が義務づけられ、東京都では心身障害者福祉センターがその責務を担っております。

なお、御質問の1点目、地域リハビリテーション支援センターの設置については、東京都の仕事ということになりますが、地域におけるリハビリテーションのシステム化のため、拠点施設を2次保健医療圏に1カ所ずつ整備するということで、都内を12の圏域に区分し、拠点病院の指定を行うことになっております。福生を含む西多摩8市町村の地域リハビリテーション支援センターとしては、平成20年度中に日の出町の医療法人大久野病院が指定される予定でございます。

また、2点目の高次脳機能障害の方の状況ですが、今まで申し上げましたように外見からは障害がわかりにくいことや、障害が診察場面や入院生活よりも、在宅での日常生活、特に社会生活場面で出現しやすいため、医療スタッフから見落とされやすく、本人自身も障害を十分認識できないこともあり、該当されている方の人数については把握がされておられません。

福生市では、高次脳機能障害の御本人や御家族からの相談業務を福祉部社会福祉課障害福祉係が窓口となり、年間三、四件ほど受け付けておりまして、面談時の言動や身体状況及び生活状況などを確認してから、関係機関の情報提供や福祉サービスの支援内容についてお話を申し上げているというのが現状でございます。

以上で、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長（宮城眞一君） 阿南議員さんの御質問にお答えをいたします。

食の安全・安心への取り組みについての2点目、学校給食とランチルームの食材についての御質問でございます。報道されております中国製冷凍餃子によります中毒事件は、学校給食の食材の安全性についても全国の自治体に波紋を広げております。

福生市の小学校給食は、可能な範囲で国産の食材を使用し、手づくりを原則に調理をしておりますことから、中国産を含め冷凍加工食品は使用いたしておりません。

また、国産の製品が少ないメンマ、春雨、きくらげにつきましては中国産が主でありますことから、使用を自粛をしております。しかし、一部よその国の製品があることから、献立によって使用しなくてはいけない場合には、残留農薬検査証明書や産地証明書等で安全性を十分確認をした後に使っているところでございます。

次に、中学校のランチルームですが、冷凍加工食品を使用しておりますが、今回の報道等で問題になりました中国製冷凍加工食品等は使用いたしておりません。また、小学校給食同様に中国産冷凍加工食品や中国産の製品についての使用を自粛をいたしております。なお、食材や冷凍加工食品に国産以外のものを使用する場合には、小学校給食同様に安全性を十分確認した後に、使用するよう指示をいたしております。今後も、食の安全には細心の注意を払い、児童・生徒に安全・安心で、おいしい給食や

昼食の提供をしていきたいと考えております。

次いで、3点目の学校給食センター運営審議会のあり方についてでございますが、給食センター運営審議会は、学校給食の円滑な運営を図るために設置をされました機関で、市立小・中学校長、市立小・中学校PTA代表者と西多摩保健所職員の21人で組織をされ、教育委員会が委嘱または任命をいたしております。

審議会では、学校給食法に定めます学校給食費の保護者負担に関すること、給食費の予算及び決算に関すること、衛生管理に関すること、教育委員会の諮問に応じて意見を述べることや、センター運営の基本方針について意見を述べることなどの調査審議をしていただいております。

また、例年ですと年2回開催をし、学校給食計画、予算及び決算の審議をいただいておりますが、今年度につきましては給食費の改定につきまして教育委員会から諮問をし、審議をいただきましたので、3回の開催と相なりました。今後も、本審議会は教育委員会の諮問等により、学校給食の運営に関します重要事項につきまして調査研究及び審議をしていただきたいと考えております。

次いで、4点目の福生市におけます食育の取り組みの現状と今後の計画についてでございますが、平成17年に施行されました食育基本法を受けまして、学校では保健体育、技術・家庭科等の教科指導、給食指導の中で食についての指導を含めました児童・生徒の健康管理に対する指導を行っているところでございます。教育委員会といたしましても、学校教育における食育の重要性を深く認識をいたしており、東京都や他市の動向も見据え、各学校での食育の充実に向け、取り組みをいたしているところでございます。

各学校の食育推進の具体例といたしましては、総合的な学習の時間におきましては「学校給食と望ましい食習慣の形成について」、技術・家庭科におきましては「食品の選択」「食生活と健康」「食生活の安全と課題」「食事のマナー」、そして保健体育の授業では「身体活動と食事」「栄養素のバランスと食事のリズム」「食品の選択と栄養」等、生活習慣と健康について指導をいたしております。小学校におきましては、保護者を対象に給食試食会を年に1回開催し、保護者に子どもの栄養、学校給食についての理解をいただいているところでございます。

さらに、一昨年から学校給食課の栄養士と調理員によりまして、給食時間に小学校を訪問をし、1年生児童と4年生児童への指導を行っております。1年生に対しましては初めての給食活動にスムーズに取り組めますように配膳、下膳の指導をいたしており、4年生では家庭科学習が始まります5年生に進級する前に、その日の献立をもとに体の中での栄養の働きについて学習をいたしております。

今後、各学校におきまして食育の全体計画を作成するなど教育課程におけます重点事項に位置づけ、取り組みの充実を図ることといたしております。その中で総合的な学習の時間等において、農作物栽培、収穫等体験的な学習を取り入れるなどをして、望ましい食習慣の形成、食品の安全性に対する判断能力、地場産物への理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さ及び命の教育への理解等を児童・生徒に深めさせていくことを目標といたしてまいります。

また、最近は食の問題が多様化をいたしておりますので、総合的かつ体系的な施策が求められております。食に関する啓発指導につきましては、関係機関等との密接な連携が必要となってまいります。このような視点からも、食の重要性の啓発・指導に取り組んでまいります。

以上、阿南議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○12番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問などさせていただきます。

食の安全・安心への取り組みで、最初の中国産の加工品に対する市民への影響ですけれども、このことに関しては市内では大きな影響はなかったのかなという回答だったかと思えますけれども、やはりさまざま、こういうことが起これば不安も感じているいろいろな問い合わせをなさる方もいらっしゃるということで、そうした窓口というのがわかりやすく示されているということが必要ではないかなと思っております。この食の安全への取り組みで、今回の中国の餃子の事件でも、最初の被害が出たときの対応で、どこか1カ所に情報が集約されて対策が打たれたり、注意喚起がされるということができなかったことから、食品を扱うところや保健所やさまざまに届けられた事例の情報を集中させる必要性などが指摘されております。

この間、国で出されている改善策など、もし決まっているところがあれば、この場で御紹介をいただきたいのと、福生市としてはどのような対策が考えられるのかということをお聞きいたします。

それから、2番目の学校給食やランチルームの食材に関してですけれども、中国産の加工品などは、給食に関してはもともと使用していないということで、手づくりを基本にした給食ということで、いつも御努力をされているということとはとても評価をいたしております。また、ランチルームの方でも今回、中国製冷凍加工食品は使用していなかったけれども、冷凍加工品使用していたものについても自粛をするということですね。

ということで、安全性への確保というのを進めていっていただきたいと思うのですが、そのことを市民にはどのような方法を使ってお知らせをしたのでしょうかということをお聞きしたいと思います。ホームページのトップのところに市の、福生市というところをあげますとトップに載っていたのは見たのですが、給食に関しては手づくりにこだわり、冷凍食品は使っていないというようなことが書かれていたかと思えます。このほかに、例えば保護者に対してとか、どのような対応がされたのか、されなかったのかということをお聞きいたします。また、中学校のランチルームに関してはどのような対応がされたのでしょうか。

アレルギーの対応で、給食の食材を載せた献立表を渡すことで、家庭で判断してもらい、必要であればお弁当を持参してもらうというようなことで、アレルギーの対応をされているかと思えますけれども、みずから選択できるための環境づくりということでも評価をいたしますけれども、中学校のランチルームに関しては食材の情報が載った献立表になっているのでしょうか、ということをお聞きいたします。

また、ランチルームの食材について何か起こると問い合わせをして、その部分につ

いては聞くというようなことがされているようですけれども、市ではどこまで食材は何が入っていて、産地、農薬の使用状況など、どんなものなのかということ、どこまで把握されているのでしょうか。

それから、給食、ランチルームでの地場野菜の使用ということを以前にも訴えさせていただきましたけれども、地場野菜は福生に限らず西多摩産野菜という範囲は少し広げて考えていただきまして、見える生産地という意味では安全・安心につながりますし、先ほどの食育にもかかわってくる問題かと思いますが、ぜひ進めていってほしいという思いがありますので、今の時点ではどのようなお考えかということをお聞かせください。

それから、2点目の横田基地に関しては現状が事件によって少しわかるようになってきたということで、事件が起こる前からどのような——日本の方が同じように適用されるということではありますけれども、やはり拘束は米側が主導権を握っているということです。全く同じというわけではありませんので、そういった対象の方が市内にどの程度住んでいるのかということは常に把握していく必要があるのではないかと考えておりますので、その辺はぜひお願いしたいのですけれども、米軍人が福生市など基地の外に住むということについては、何か基準みたいなものはあるのでしょうかということをお聞きいたします。

それから、ごみの問題ですけれども、横田基地にある焼却炉の排出の基準というか、ダイオキシンの基準とかいろいろ定められていると思いますけれども、これも日本と同じような基準になっているのでしょうか。どのようにになっているのか教えてください。

それから、高次脳機能障害については、日の出町の大久野病院が指定されるということで、一步進んでいくのかなということで、わかりました。ありがとうございました。リハビリテーションがすごく重要な障害だというふうに聞いております。なかなか、いろいろ規定があつたりして難しい面もあるかと思いますが、やはりその人に必要なリハビリがきちんと、必要な分だけされるような仕組みづくりというのを努力していただきたいと思っております。10年たったらできるようになったというような事例もあるようですので、その辺はぜひ積極的に、どのようなリハビリがいいのかということの研究をいただいて、対象人数が少ないので、事例が少なくて、なかなか深くわかる、理解するということが大変かと思えます。また、障害者自立支援法ができて、三つの障害、知的障害と身体的な障害と精神障害ですか、これは一緒になったのですけれども、発達障害であるとか、またこの高次脳機能障害であるとか細かく細分化されてしまったような点もあるかと思って、細分化すればするほどすき間は広がっていくので、そのすき間に陥る方もまたいるかもしれないということで、一つ一つの事例について深く研究していくということは必要ですけれども、それと同時にいろいろなことを包括して、一人一人の方がリハビリをきちんと受けられて社会の中で自立していく道を探るということをしつかりと研究し、政策をつくっていただきたいということを、これは要望をいたします。よろしく願いいたします。それでは、何点か再質問の方、お願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、中国産加工食品に関する市民への影響に関しまして、再質問にお答えいたします。

国の改善策という御質問でございますけれども、三つほど示されているようでございまして、一つは消費者行政の一元化を図るために、新たな組織として消費者行政推進会議、この設置が決定をされているというふうに聞いております。

それから、二つ目といたしましては食品衛生法と日本農林企画、これらに基づきまして、仮称でございますが食品表示法、この制定を検討するということでございます。

それから、三つ目といたしまして、食品を扱うすべての事業者に対しまして、消費者の健康被害や食品衛生法に反する食品に関するもろもろの情報を保健所などに報告する、こうしたことを管理運営基準に盛り込むといったことが行われるというふうに聞いております。

それから、福生市としての対策ということでございますが、食品の安全・安心につきましては食品衛生法によりまして、食品の製造、検査、陳列、販売、あるいはその容器などの対策につきましては国及び都道府県において実施をされております。主に検査は国が、それ以外は東京都の場合、都道府県、それから具体的に言いますと保健所ということになっております。したがって、市といたしましてはこれらの指示に従いまして啓発等、そうしたものをを行うことが役割というふうに考えております。具体的には、西多摩保健所と連携・連絡をとりながら、その指導のもとに対応をしてまいりたいというふうに考えております。もちろん、今回のような場合には市民からの相談、あるいは問い合わせ等があったときは、その内容等十分把握をいたしまして、保健所等の関係機関へ迅速に情報提供してもらいたいと、そのように考えております。

○教育次長（宮田満君） 学校給食とランチルームの食材についての再質問にお答えいたします。

1点目の、市民への周知でございますが、まず、学校給食の食材の安全につきましては市のホームページでお知らせいたしました。現在までに他の方法による周知は行っておりませんが、4月15日発行予定の市教育広報「福生の教育」におきましてお知らせを予定しております。

2点目の学校からの児童、保護者への給食及びランチルームの食材についての情報周知でございますが、まず、2月に開催いたしました定例校長会におきまして教育長より「中国産冷凍加工食品を使用していない」旨の報告を行いました。その後、2月5日に開催いたしました定例副校長会におきましても、同様の報告を行い、2月21日に開催いたしました学校給食運営審議会におきましても、小・中学校各校のPTA代表及び小・中学校各校校長に報告を行っております。

学校からは、第六小学校ではホームページ用に掲載をしておりましたが、他の学校では児童保護者に対し特段情報の周知等を行っていないようでございます。なお、現在小学校7校で開催されております保護者会へ、2月27日以降職員が出向きまして給食費の改定の説明会を実施しておりますが、その席で中国産冷凍加工食品は使用していないことや、食材の使用状況につきまして報告をさせていただいております。3月10日まで実施いたします。

3点目の中学校のランチルームでの献立表と食材の把握についてでございますが、毎月生徒に配布しております献立表、メニュー表には食材を載せておりません。今後、アレルギー対応が必要な生徒の保護者からの申し出がありますれば、委託業者から食材を載せたメニュー表等を渡すことは可能でございますので、その対応を考えてみたいと思います。

ランチルームの食材の把握でございますが、委託業者におきまして原産国、製造場所、最終加工国、加工国、細菌検査や製造工程並びに栄養成分表等原材料配合比が記載されております商品納入企画書兼品質保証書や、残留農薬検査報告書により確認を行いまして、その結果を給食センターへ報告させております。従来以上に委託業者との情報交換等密接にいたしまして、遺漏のないよう万全を尽くしたいと考えております。

最後に、地場産物の使用の推進でございますが、平成18年3月に食育推進基本計画が策定されまして、その中で地場産物を学校給食に使用する割合を30%にしていく目標が掲げられました。当市におきましては、地場産物を使用しておりませんでしたが、今後、平成20年度にJA西多摩、地元農家との連携を取りながら、小学校給食での地場産物の使用をしていきたいと考えております。なお、ランチルームにおきましても完全委託をしておりますことから、地場産物の使用は難しいと考えておりますけれども、委託業者にはこのような状況をよく伝え、考え方の理解を促進したいと考えております。以上、再質問に対する答弁でございます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 横田基地関連でお答えをさせていただきます。

まず、米軍人が基地の外に住むことについての基準でございますが、在日米軍では空軍、陸軍、海軍、海兵隊によって条件は異なりますが、基地の外で暮らすには司令官の許可が必要であるとのことでございます。

在日米空軍の基準は3等兵から兵長までの独身者で、配属が3年未満の者と、特定重要配置に配属されている者を除くすべての軍人は基地の外での生活は可能ですが、基地の住宅状況などを考慮して、個別に判断をしているとのことでございます。

次に、横田基地にある焼却炉の排出基準についてでございますが、在日米軍では焼却炉の排出基準に限らず、さまざまな環境基準については日本の基準と米国の基準の双方の基準を比較して、より厳しい基準を適用しており、在日米軍が独自に日本環境管理基準を設けて管理・運用をしているとのことでございます。なお、この基準は日米合同委員会で決められているとのことでございます。ただし、環境省で行う米軍施設の測定では、日本の排出基準に基づき測定を行っております。

○12番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございます。

食の安全・安心についてですけれども、最初の今後の対策ということがわかりました。ありがとうございます。市でも啓発に努めるということと、相談内容の把握、そして保健所等との連絡を密にしていくということで、ぜひしっかりとやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2番目の中国製の餃子の事件を受けてどのように皆さんに知らせたかということですが、保護者会等で伝えていくということで、ぜひよろしくお願いいたします。

ます。相談には至らなくても、心配をしている方はたくさんいらっしゃると思いますし、手づくりにこだわっているということと、給食センターでつくっていることは、餃子を一個一個包むことはできないということなのだそうです、ということをお聞きいたしました。それで、「そういうことか」というふうに理解をしたわけですが、そういうことも含めて、手づくりにこだわっていく、安全性を高めていくということはどういうことなのかということを知るきっかけにもなりますし、福生市の給食は頑張っているというところを見せる場面にもなるかと思いますので、ぜひ皆さんに情報を流していただければと思います。

それから、給食センター運営審議会のことですが、保護者側の代表として、今まではPTA会長さんで、12月の議会で少し改正がされて代表ということで、少し緩やかな内容になったかと思います。それと、学校の校長先生とメンバーになっているかと思いますが、年に2回から、場合によってはもう一回、今回は3回行われたということですが、今後は給食センターの建てかえの問題ですとかが出てきますし、ランチルームの食材のことなども含めて「子どもたちの食」ということを考えていくにはなかなか――PTA会長さんたちはすごく全体のことをお考えになる方になっておられると思いますし、皆さんへのいろいろな情報を流す要でもあるので、そこにメンバーでいるということに異論はないわけですが、内容がいろいろ細くなったり、もう少しじっくり話し合いたいというような内容が出てきたときに、今のメンバー、そしてあり方でどうなのかというのが少し心配な面もあります。この学校給食センター運営審議会という中で、そういったことを、食の安全というようなことを全部話し合っていくのは少し無理があるのかもしれませんが、少し市民参加を広げて、別な形でもいいのですが、学校給食のことを中心とする子どもたちの食というようなことを考えていく、そういう集まりも必要ではないかと思うので、ぜひ今後、検討の課題に載せていただければということをお願いいたします。

それから、献立表に関しては、ランチルームもアレルギーの対応で食材が詳しいものを出すことは可能であるということです、ぜひそれは積極的にやっていただきたいと思います。小学校の給食の方は普段、皆さんに配られるものに何が載っているか、卵が使っているとか、そういうものが普通に載っている、ああいった形でアレルギー対応ということではなくても載せてあると、またそれも食育の一環になるのかという気もいたしますので、そういうところを委託業者の方にも協力いただいて、ぜひ考えていった方がいいのではないかと思います。そうした中で自然に、アレルギーの方であっても、きょうのメニューなら大丈夫だということでランチルームを選ぶ日があるということが、やはり不公平でない運営ということにつながるので、ぜひ献立表の充実ということをお願いいたします。

それから、ランチルームの食材については原産国や加工の場所なども含めて把握されているということで、とても安心いたしました。そのルートの中にも中国は入ってなかったということでよろしいのでしょうか、それは1点確認させていただきたいと思います。それをもう一度答弁をお願いいたします。

それから、西多摩産野菜の問題ですが、目標が30%という数字が出たとい

うことで、少し進んでいきそうということで、とても期待をしております。ランチルームの業者の方にも伝えて、少しずつ広げていっていただけるということですので、ぜひその辺も西多摩産野菜の使用ということをふやしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほどの食育の取り組みについてですけれども、1点抜けてしまって大変失礼いたしました。栄養教諭についてです。文部科学省の方針だったかと思うのですが、食育を進めていくに当たり栄養教諭を学校に配置していくという計画が出ているかと思うのですが、福生市ではこのことに関してどのような方向になっているかということをお聞きいたします。

それから、横田基地に関してはわかりました。基地の外に住むことについての基準というのが一応あるけれども、希望すれば割と簡単に福生市内に住むという可能性もあるのだなということで、やはりそういう状況なのだとすることをしっかりと把握しておく必要があるのではないかと思いますので、これからも情報のやり取りを密にしていっていただければと思います。

それから、焼却炉の方ですけれども、これは環境省が米軍の施設にも測定に来ているという意味でよろしいのですよね。日本の基準であるけれども測定していると、米側では日本とアメリカの基準の厳しい方を採用しているということで、一応それは信用するしかないのかなということです。こういう環境にまつわることもこちらから働きかけて、環境自治体、環境は大きなテーマに据えている福生市ですので、ぜひ積極的に環境に関する情報もやり取りができるような関係をつくっていただきたいということを、要望いたします。それでは、何点か再々質問をお願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 食の安全・安心への取り組みの中で、学校給食の御質問でございますが、中学校のランチルームの食材の中に中国産は入っていなかったということによいのかということでございますが、入っておりません。以上でございます。

○参事（川越孝洋君） 学校の栄養教諭の配置状況につきましてお答えを申し上げます。

東京都教育委員会といたしましては、次年度より順次配置を進めようとしておりまして、配置初年度は数地区をモデル地区に食育推進の教諭として配置をすることになっております。その後につきましても、年次ごとに配置地区をふやしていく予定になっております。しかしながら、現在、この栄養教諭の配置につきましては教員の配置定数に含まれるということになっております。したがって、栄養教諭を配置いたしますと教科の指導の教諭が1名減となるわけでございますが、本市においては次年度配置について、現時点で市内各校からの希望もございませんし、本市への配置計画はございません。

しかしながら、本市といたしましては学校教育において食育を推進していくにはその推進者が必要と考えておりますので、各校の校長が教職員の校務分掌組織に食育リーダーを位置づけ、全体計画の内容を実践していく上で一番関連のある職員を担当として指名をし、各校の食育の指導内容に、より一層の充実を図れるよう次年度に向けた教育課程説明会におきまして、指示をしたところでございます。

○12番（阿南育子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、最後ですので要望をさせていただきます。ランチルームに関しても、中国産は加工の段階をとおしてもなかったということで、そういうところまでしっかり把握されているということで安心をいたしました。今後とも食の安全を高めるという意味でも、そうした、本当に細かい、「こんなところまでやるのかよ」というようなことかもしれませんが、先ほども冒頭に述べましたように、こだわれば進むこともありますし、できることもふえていきますので、食の安全ということにこだわって学校給食でやるということは、社会的にも大きな意味がありますので、ぜひその辺をよろしくお願いいたします。

ある自治体では、給食で使う卵の鳥のえさまでのGMOを、遺伝子組み替えを使わないというような基準を設けている給食もあるというふうに聞いております。そうしたところまでこだわっていくことで、社会的にも影響していくと思いますので、ぜひできるところからで結構ですので、「食への安全」を高めるということを進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、教育委員会のホームページがリニューアルされて、この間たまたま見ましたら、ちょっとのぞいてみたいなという感じになってきたなというふうに思っ、とても喜んでおります。その中で六小のホームページ、先ほど話に出ていました、これは給食のところをクリックすると出てくるページですけれども、先生のどなたかが御努力されているのかと思いますけれども、毎日更新されているのです。きのうも見たら、きのうの給食がもう写真が載っていましたので、毎日更新されているというように、本当に見ても楽しいホームページということで、すごく努力されているのだなということで、こういう学校が牽引してホームページの充実なども進めていただければいいと思うのですけれども、一点、教育委員会のホームページのトップのところに「食育」とか「給食」とかというそういう項目がなかったのです。食に関することというのがほかのところを見てもなかなか探せないというような状況だったので、できればそういった窓口も一つつくっていただくと、食育に関してもたくさんの方のことをやられておりますし、そういう紹介をするページにもしてもいいと思いますし、給食への考え方というのを載せたりしてもいいのかなと思いますので、ぜひその辺をホームページの充実ということでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、栄養教諭のことに関しては、東京都としては人数的に今の配置基準の中に含まれる形でならいよいということらしいので、なかなか手を挙げるところは少ないのではないかなというふうに想像するのですけれども、進めていこうという食育はすごく大きなテーマですので、ぜひ東京都の方に要望を出していただいて、通常の職員の配置の定数以外にプラス1で、こういう栄養教諭の配置ということを考えてほしいということを、ぜひ東京都に要望を出していただければと思いますので、ぜひそれをお願いいたします。

以上で、忘れものはないと思います、要望などをいろいろさせていただきましたが、これで私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~  
○副議長（羽場茂君） 3時5分まで休憩いたします。

午後2時55分 休憩

~~~~~  
午後3時5分 開議

○副議長（羽場茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番原田剛君。

（6番 原田剛君質問席着席）

○6番（原田剛君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は3点、後期高齢者医療制度、高齢者福祉、踏切の安全対策についての3項目についてお聞きしたいと思います。

まず、1項目目の後期高齢者医療制度について3点、負担について、徴収について、診療についての3点をお聞きしたいと思います。2006年、国の医療制度改革は生活習慣病対策と高齢者医療対策を二つの柱にしています。この内容は保健や医療、そのものを変えていく改革であり、それを受けて今年度で老人保健制度は廃止され、4月からは後期高齢者医療制度としてスタートします。

政府は、65歳以上を高齢者としていましたが、65歳から74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と呼び、75歳以上の全員が加入する新たな医療保健制度が始まります。この制度が始まると、75歳以上のすべての高齢者が現在、加入している国民健康保険や健康保険を脱退して、後期高齢者だけの独立した医療保険に組み入れられることになります。保険料も一人一人から徴収し、保険証も一人一人に渡されることになります。

日本は、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療が受けられることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化など医療を取り巻く環境が変化し、そのような中で国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたる持続可能なものにしていくため、構造改革が必要となりました。国民の医療費は平成17年度で約33兆円、老人医療費は年々伸びる傾向にあります。東京都におきましても、年間1人当たりの老人医療費は75歳以上は約82万円、これが平成25年度の医療費の推計では101万4000円と、100万円を突破する予想が出ています。

増大する医療費により医療制度が破綻する恐れがあり、いかに持続可能な制度とするかということで後期高齢者医療制度がつくられたわけです。この改革は市民生活に大きな影響を及ぼす新しい制度ですが、75歳以上の方々に理解していただかなければなりません。

それで、月曜日にも「広報ふっさ」で後期高齢者医療制度ということで「Q&A」ということが出されて、ここでも詳しく載っておりますが、今回、再確認の意味で質問させていただきたいと思います。

そこで、後期高齢者の保険料ですが、昨年、厚生労働省が試算した全国平均の保険料は、高齢者1人当たり年7万4000円、1カ月6200円でありました。東京都

の広域連合の作成した資料によりますと平均で年9万1800円、1カ月7650円となっています。高齢者にとっては今までより負担がふえるものですが、福生市において保険料は平均どれぐらいになると考えておられるかお伺いします。

また、新制度になり、後期高齢者医療制度の対象者は福生市ではどれぐらいになるのでしょうか。そして、今回の制度の中で、今までは家族の扶養となっていて保険料を払っていなかった方にも、今度の制度で新たに保険料負担が生じてくると思いますが、新たに保険料負担が生じる被扶養者はどれぐらいおられるか、お伺いします。

また、被扶養者に対して2年間は所得割は課さず、均等割は5割軽減となっていました。政府与党案としても軽減策が出ましたが、どのようになるのでしょうか。

続きまして、徴収についてです。後期高齢者医療制度の中で、介護保険とあわせて保険料が年金から天引きされる特別徴収が原則ですが、徴収についてどのようになるかお聞きします。また、何割ぐらいの方が特別徴収となるのでしょうか。

それから、保険料を払えない高齢者には短期保険証や資格証明証を発行すると明記されています。中には保険料を滞納すれば保険証を取り上げられ、かわりに資格証明証が発行され、病院の窓口でかかった医療費全額10割を支払わなければならないと不安に思っている方もいますが、滞納するとどうなるのでしょうか。

また、保険料は払える保険料であることが大切であります。低所得者への軽減策のうち均等割の軽減は決まっていますが、所得割の軽減についても決まったようですが、どのようになるのでしょうか。

続きまして、診療についてです。後期高齢者になった場合の診療の違いについてですが、75歳を境に病気が質的に変わるわけではないのですが、後期高齢者が今まで受けていた診療が4月以降、制度改正になることによって変わることがあるのでしょうか。また、慢性疾患により診療を受けている75歳前の方が、年齢が75歳になって前期から後期になった場合、診療の違いはあるのでしょうか。

そして、包括定額制による影響についてお聞きします。厚生労働省の社会保障審議会の特別部会で、後期高齢者の診療に際し包括定額制の導入の是非を議論しているところでございます。これはわが国の医療保険制度において、病院や医師に対して支払われる診療報酬は出来高払いを基本としてきました。出来高払いの場合、手術・検査などの診療行為ごとに点数が決められていて、その合計を治療費とする制度ですが、医療機関は点数を積み上げるほど収入がふえ、過剰診療を誘発するとさえ指摘されています。医療費の定額払いになると、最初に診断結果に対する医療報酬が決められ、実際にかかった医療費は後から差し引かれるため、回復への最短治療を行った医療者への支払いが上がり、治療が長引きますと医療者への支払いが減ることになります。同じ診断に対する医療行為を標準化し、過剰診療に歯どめをかけることを目指しております。平成15年から包括定額制が徐々に導入され始め、2006年度には360病院で定額制を施行しています。後期高齢者医療制度の中では、包括定額制はどのようになるのでしょうか。

次に、老人医療制度での自己負担ですが、診療を受けた場合、一般所得の方は1割負担、一定所得以上の方は3割負担となっています。これは後期高齢者において診療

を受けた場合、自己負担がこれまでと変わるのでしょうか。また、同じ人が同じ月内に同一医療機関に支払われた負担金が限度額を超えた場合、超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費のこの自己負担限度額について、所得により現在、限度額が決められていますが、この自己負担限度額が変わってくるのでしょうか。

次に、2項目目の高齢者福祉についてお尋ねします。介護家族について、介護予防についてお聞きしたいと思います。

平成18年度事務報告書を見ますと、要介護認定者の中で要介護1から5までの方は1139人いまして、この中で居宅介護サービス受給者は631人います。要介護認定を受けている方のほぼ半数が居宅で介護を行っている状況です。私の家でも介護を行っていますが、介護は難しいと感じております。何でも手を出してしまうと本人の能力が、また筋力が落ちてしまい、そういった状況になってしまいます。居宅介護者において、例えば介護度にもよりますが、ベッドから起こすとき、どのようにしたら起こしやすいか、また、本人の筋力を落とさないためにはどういった補助をすればよいか。また、車いすから立たせるときも男性の場合だともう力づくで立たせようとします。それをどうしたら立たせやすいのか。また、寝たきりになった場合にも、おむつの変え方について楽に取りかえる方法などがあり、介護を行っているといっても介護の知識や技術を知らないこと、知らないで行っていることが多々あります。

本人の筋力、機能、能力を損なわないようにするにはどのような点に注意して接していけばよいかなどの知識や技術、また高齢者に対する接し方など、これは介護度によっても違いますが、介護のプロから教えていただければ少しでも楽に介護はできると思います。強いては、介護をやっている家族のストレスをためないようにすることもできると思います。このような講習を行えば、同じ介護する者同士、意見の交換の場にもなり、自分のほかにも高齢者を抱えて頑張っている人たちがいるのだと思ったら励みにもなります。

居宅介護をしている介護家族に対して介護知識や技術指導及び介護予防、健康づくり指導について、こういった教室についてどのように取り組まれているのでしょうか。実際に、高齢者のための在宅サービスというものがあります。これは各自治体でいろいろとメニューがありまして、中には最近、火災報知機などをつけてくれるそういったサービスもありますし、いろいろな電磁調理器を何割かでつけてくれる、そういった自治体もありますが、福生市の場合、この中には入っておりませんが、どのように行われているのでしょうか。

また、それと同時に認知症の方を抱えて介護していらっしゃる方もいます。最近、私の周りも認知症の方を介護していらっしゃる方がふえてきております。認知症を調べますと、認知症は寂しさや自分を認めてくれないという心理状況のあらわれで、人間はストレスに大変弱いもので、知らない間にストレスをため込んでしまった結果、自分を守る手段としてあらわれた症状なのだとあります。いろいろ問題もありまして、お金に対して「置いたのにない」「しまったところがない」など大騒ぎになります。見た目には話し方もしっかりしている方が異常な行動を起こす、そういった方々への接し方は「いけない」「何をしているの」「だめでしょう」などという言葉は禁句で、「間

違った行動をしても叱らず、時間がかかっても怒らないで対応しましょう」とあります。身体介護と同じように、認知症を抱えた家族も接し方がわからないこともあると思います。そのような家族に対して、認知症を抱える介護教室についてもどのように取り組まれているのでしょうか。

次に、介護予防について。平成18年の事務報告書を見ますと、要介護の認定者数で要介護1については、制度改正のためちょっと比較ができないものでありますが、平成17年度から18年度の変化で見ますと、17年が要介護2では245名が269名、10%の増、要介護3においては236名が291名、23%増、要介護4については181名から199名ということで10%の増、要介護5に対しても133名から152名ということで14%の増と推移しています。

要介護の認定者が、年々段階が上がっているという状況ではないかと思います。これを見る限り、要介護状態になったら介護サービスに頼ってしまい、本人の機能を低下させてしまっているのかな。また、病気や加齢によるものかわかりませんが、重症化している傾向にあります。となると、要支援や要介護になる前、こういった方々を事前に要介護にならないように食いとめる必要があると思います。

介護認定者数の推移ですが、昨年、平成18年度要支援について1、2の方が今年度はどのようになっているか、教えていただきたいと思います。例えば、要支援2の方が改善された割合はどれくらいで、そのまま維持しているのがどれくらいで、そして重症化し、介護度が上がった方がどれくらいか。また要支援1についても同じように教えていただきたいと思います。

次に、要介護状態にならないようにということで、介護予防事業があります。今までも何回もお聞きし、その中には運動機能、機能向上、口腔器の向上、栄養改善などがあります。高齢者が入院などをした場合にあっという間に筋力が落ちてしまって、もう立てなくなるということもあり、またそのようなことに遭遇すると、この中でも筋力向上トレーニングは重要であると認識しております。

高齢者の在宅介護サービスで、要介護、要支援に該当しない方に高齢者筋力向上トレーニングがありますが、これの年間の利用者数や運動機能維持、改善の状況についてお聞きしたいと思います。

次に、3項目目の踏切の安全について。福生市内には東日本旅客鉄道株式会社、以下「JR東日本」と言っていますが、これらの踏切だけで33カ所あります。JR東日本の事故報告では、ドアに挟まれたり、ホームから転落するという事故も含め、事故のうちの6割は踏切事故とのことです。また、踏切事故は本当の重大事故にもつながってまいります。

東京都では、「踏切道安心プラン」により、車両と歩行者や自転車との接触事故防止、歩行者や自転車の線路内への転落事故防止、車両と歩行者や自転車の分離によるスムーズな車両の通過の3点を目的として推進しています。

福生市には、この踏切道安心プランのモデル踏切として紹介されている中新道踏切があります。車道と歩道が分離され、踏切道、歩道部分はカラー舗装され、車いすも通行が可能となっております。踏切は車はもとより、歩行者や自転車などが安全に踏

切道内を通行し、福生市の社会、経済、また生活を支え、その果たす役割は極めて重要との観点から、福生市内の全33カ所の踏切について、踏切道内の車道、歩道の路面状況、また周辺状況、そして車いすの通行が可能かどうかについて福生市公明党としてはすべて総点検いたしました。そして、この33カ所の踏切について総点検をした結果、重要性、緊急性をかんがみ最優先で整備が必要な箇所を、昨年10月に福生市に要望したところでございます。その後、これがどのように進んでいるかお聞かせいただきたいと思います。

それから、交差する道路の安全対策について。これは青梅線の牛浜駅から福生駅に向かって線路と並行に道路が走っております。また、奈賀踏切から羽村方向に向かって、やはり線路の両側に並行に道路が走っております。その踏切道と並行な、この道路が交差している、踏切前の交差点のことですが、この踏切わきの交差点で踏切を渡るため一旦停止をしている車の前や後を、自転車や歩行者が横断しております。信号機もつけることは不可能だと思いますし、そういった意味では安全に気をつけて皆さん、渡ったりしているところです。特に、自転車に乗った小学生や高齢者などが、踏切で一旦停止している前を横切っているのもよく見かけることでございます。このような場所について、どのような安全対策を行っているか、お聞かせください。

また、踏切についての安全対策ですが、踏切の拡幅など大きな整備だけでなく、表示板を取りかえたりなどの踏切整備もあちこちで行われているようですが、その整備状況についてもお聞かせください。そして、踏切は本来軌道内にあるので、JR東日本の管理すべきところということもあるでしょうが、そこを利用するのは福生の市民であり、また、通学路にもなっている踏切もあります。市内の踏切の今後の整備計画についてお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長（野澤久人君） 原田議員さんの御質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度についてですが、老人医療制度につきましては、平成19年度をもって終了となりまして、新たに高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度がこの4月から開始されることになります。

新しい後期高齢者医療制度では、加入している健康保険を抜けて、75歳以上すべての方と一定以上の障害のある65歳以上の方が、この独立した制度に移行することになってまいります。後期高齢者医療制度につきましては、3点ほど御質問をいただいておりますが、詳細について担当部長から答弁をさせていただきます。

次に、高齢者福祉についての1点目、介護家族についてですが、日夜、在宅で介護されている家族の御苦勞は非常に大きいというふうに思っておりまして、議員さんのお話もございましたけれども、いろいろな人からそんな話をお伺いするところでございます。そのようなことから、市では高齢者を介護している家族に対し、介護方法等の教室の開催や、介護者の交流等を目的とした家族介護者教室を行っており、要介護高齢者の在宅生活の継続と質の向上を進めているところでございます。

実施内容としては、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等の知識、介護技術

を習得していただくための教室の開催があります。また、介護者の介護疲れによる心身の回復を図るため、交流会への助成を行い、情報交換の場の提供も行っております。

また、認知症の高齢者を抱える家族に対する事業として、現在、市内福祉施設で介護保険制度の中の地域密着サービスである認知症デイサービスが実施をされております。困ることが多い問題がいろいろあると思いますので、そういったものはそういったところの中で、また考えていただければとこんなふうにも思ったりもいたします。

また、近々に東京都で東京都医師会の取り組みが事業化されるというふうに聞いておりまして、これも出されてくると思いますので、そういったものを参考にしながら市としての取り組みも検討する必要があると、こんなふうに思います。

次に、2点目の介護予防についてですけれども、具体的な介護認定者の推移について御質問ですが、調査に基づく結果や動向と、高齢者筋力向上トレーニングに関する年間の利用者や、運動機能維持・改善の状況につきましては、部長から答弁をいたします。基本的には平成18年度の介護保険法の改正に基づき、福生市介護保険事業計画第3期で位置づけた、介護予防の重要性などを十分認識いたしまして、事業推進をすべきであると考えております。

次に、踏切の安全対策についての1点目、市内の踏切及び交差する道路の安全対策ということでございます。福生市では狭い市域の中に青梅線、八高線、五日市線、横田基地線と4線の鉄道が走っておりますので、市内の踏切は合計で33カ所もございまして、内訳は都道8カ所、市道23カ所、私道2カ所と、割合狭い踏切が多く存在しております。

昨年10月には、公明党の議員の皆様から市内踏切の総点検をした結果として、「福生市・鉄道踏切安全総点検報告書」をいただいております。要望等を私どもからする際の参考としていろいろと使わせていただいております。

この踏切というものですけれども、全国で約3万6000カ所あるそうでございまして、国は緊急に対策の検討が必要な踏切1960カ所を抽出し、さまざまな問題を早急に解消するための重点的かつ計画的な踏切対策を定めているそうでございます。踏切の対策方法は連続立体交差化などにより、踏切問題を解消する抜本対策と、渋滞が慢性化している踏切のボトルネック踏切、遮断時間の長い踏切の開かずの踏切、歩道のない踏切などの安全性向上を図る即効対策に分けて、改善していく方針をとっております。

また、東京都は都内約1200カ所の踏切に対しまして、平成16年度に「踏切対策基本方針」を策定し、重点踏切394カ所を抽出して、各区市町や東日本旅客鉄道株式会社を含めた民間鉄道会社による「踏切対策推進会議」を設置して、都内の踏切対策を図っております。対策期間は平成37年度までに実施検討をし、4分の3を改良する計画ということでございまして、福生市内では先ほど申し上げました8カ所の踏切が重点踏切に指定をされているところでございます。

そこで、市内の踏切の現状ですが、踏切部分のボトルネックで歩行者等の通行に危険な箇所とか、踏切内の舗装等が傷んでいる箇所が多くあります関係で、通行の安全を図っていただくよう、随時改善要望をJR東日本に行っておりますが、なかなか改

善が進まないという現状がございます。特に、狭い踏切につきましては、ＪＲ東日本では閉鎖して安全を図っていききたいと、要するに閉めてしまいたいという考え方もございますので、そうされた場合には地域の皆様方の利便性といった面が非常に制限されますので、いろいろとこの辺は対応を苦慮しながら仕事を進めると、こういうことになってまいります。

また、市道が踏切近くで交差する安全対策ですが、信号機の設置されていない場所で、視界が悪い交差点につきましてはカーブミラー、あるいは交差点鋸、カラー舗装等交通安全施設を設置して、車両や歩行者との通行の安全を図っていております。踏切の整備状況としては最近では市の要望によりまして、昨年の３月に五日市線の鍋一踏切に遮断機が設置をされました。また、ことし２月には青梅線の牛浜西踏切内に歩行者等の通行部分を明確にする外側線と、カラー舗装が設置されました。

次に、２点目の今後の整備計画ということですが、市内には狭小な踏切が多くありますので、東京都が中心となって組織されております踏切対策推進会議や、ＪＲ東日本に、八王子支社ということになりますけれども、そこに実施可能な対策にすぐに取り組んでいただきますよう要望していくということが中心になろうと思います。

以上で、原田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○市民部長（石川弘君） それでは、後期高齢者医療制度につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

１点目の負担についてでございますが、まず、対象者につきましては現在の老人医療制度の対象者が、ことしの１月末で４５８２人でございまして、この方々が４月には後期高齢者医療制度に移行してまいります。多少の移動があると思いますが、人数的にはこの程度になってくると思っております。

内訳といたしまして、国保加入者が４０４５人で約９割、その他健康保険組合等が５３７人で、約１割となっております。平均の保険料につきましては、賦課は広域連合で行うところでございまして、現段階では区市町村ごとの平均額は出せないということで、都全体での概算平均額を示しているとのことでございます。直近での都全体での１人当たり平均保険料は約９万円と、全国的に高い保険料となっておりますが、東京都独自の低所得者に対する保険料軽減措置を講ずることとなりまして、低所得者対策を講じた後の平均金額は８万９３００円となります。また、平均的な厚生年金受給者、年収２０１万円で比較いたしますと、保険料は５万３８００円となり、全国で一番低い額となっております。東京都につきましては、高所得者が多いため、全体では高くなりますが、独自の軽減策によりまして所得の低い層の保険料負担が軽くなっていると言えます。

次に、被扶養者になっている方で、新たに保険料を払う方は何人ぐらいで、軽減措置はとの御質問でございますが、社会保険で、例えば今まで会社員の息子さんの扶養となっていて、保険料の負担がなかった７５歳以上の方は、４月以降は後期高齢者制度に移行して、新たな保険料負担が生じてまいります。このように、社会保険の被扶養者の方が、新たに保険料を負担することになります。先ほど申し上げましたように、社会保険加入者は１月末で５３７人となっております。このうち社会保険の本人

が何人で、被扶養者が何人かということはすぐに出せないところでございますが、ほとんどが被扶養者ではないかととらえております。

軽減策につきましては、2年間は所得割はかからず、均等割5割減額が決まっていたところでございますが、ここでさらに政府与党案として、20年4月から9月までの均等割額の保険料の負担はございません。引き続き10月から21年3月までは9割軽減が示されたところでございます。

次に、2点目の徴収についてでございますが、保険料は特別徴収か普通徴収になるわけでございますが、特別徴収は年金からの天引きとなりまして、約7割の方が該当すると見込んでおります。また、年金額が18万円未満の場合や、介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きをせず普通徴収となっておりま

す。次に、滞納があった場合でございますが、年金の収入が主たるものとなります高齢者につきましては、状況により支払いが滞る方もあるかとは思いますが、十分相談を受ける中で短期証や資格証の発行は極力しない方向を考えております。

次に、低所得者への軽減対策についてでございますが、均等割につきましては所得により7割、5割、2割の軽減は決まっていたところでございますが、2月の東京都広域連合議会におきまして、東京都独自の対策として所得割につきましても軽減対策が講じられることとなりました。年金額208万円までの方に対し、段階的に軽減されるものでございます。

次に、3点目の診療についてでございますが、診療につきましては専門的になりますことから、私どもの方ではわからない点があるわけでございますが、広域連合や国保連合会に確認いたしましたところ、基本的には後期高齢者医療制度になったからといって慢性疾患を含め、今までと同様であり、決して必要な医療が受けられなくなるものではないとのことです。ただ、中央社会保険医療協議会、中医協でございますが、2月に20年度の診療報酬改定案をまとめ、厚生労働大臣に答申したところでございますが、聞きますところ、その中で後期高齢者医療に関しましては新たな診療報酬体系の新設や、包括定額制の実施等が盛り込まれているようです。国保連合会や広域連合におきましても、現在のところ内容等を示されていないということでございまして、詳細についてはつかめていないとのことでございます。

次に、自己負担割合でございますが、これは現在の老人医療制度と同様でございます。一般の方は1割負担で、一定の所得以上の方は3割負担となっております。一定所得以上とは、所得で145万円以上、これを年収にしますと約380万円以上でございます。また、自己負担限度額を超えた分につきましては、高額療養費として払い戻されますことも今までと同じでございます。

以上、市長の補足答弁とさせていただきます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私の方からは高齢者福祉についての2点目、介護予防につきまして、市長の補足答弁を申し上げます。

まず、介護認定者数の推移、具体的には昨年、要支援1、あるいは2の方がことしはどのような状態になっているかでございます。比較時点は平成19年1月1日と2

0年1月1日とで比較を行いまして、その結果で申し上げますと、まず19年1月1日現在の要支援1の方は50人でした。20年1月1日現在では要支援1、いわゆる現状維持の方が15人、要支援2へ移行した方が12人、要介護1へ移行した方が4人、要介護2への移行が2人、自立への移行が10人となっているところでございます。その他転出や死亡が7人ございます。

次に、19年1月1日現在の要支援2の方は165人でした。20年1月1日では要支援2、現状維持の方でございますが92人、要介護1へ移行した方が23人、要介護2への移行が7人、要介護3への移行が6人、要介護4への移行が1人、自立への移行が23人となっております。また、その他転出や死亡が9人でございます。

これらの結果を見ますと、軽度者の1年の経年比較では約半数の方が現状維持との傾向がございました。しかしながら、約4人に1人は重度化をいたしております。懸念される加齢などに伴います流れを止めるということはなかなか難しいということが窺えまして、この辺に介護予防の価値があるものと考えております。

次に、高齢者筋力トレーニングにつきまして、まず年間の利用者でございますが、19年度実績、19年度の9月から12月まで申し上げますと、福祉センターでの実施回数12回、3クールでございます。1クール週1回、3カ月間の実施で参加者は83人でした。また、西多摩接骨師会によります筋力向上トレーニングにつきましては、6月から12月まで行われまして、29人の方が参加をいたしております。両事業を合わせますと112名の方の参加がございまして、平成18年度より増加をいたしております。

次に、運動機能の維持改善の状況でございしますが、実施による効果といたしましてはレベルの違いは見られますものの、確実に体力、筋力が改善された様子が見えまして、特にバランスや柔軟性についてはほとんどの方の数値が増加し、機能の向上が図られております。その理由といたしましては、普段の生活でストレッチやウォーキングを実施することが習慣化されたことによるものと考えられます。

また、体の動きがよくなったことにより移動することが楽になり、歩行の能力の向上も見られております。ほとんどの教室は和気あいあいに行われておりまして、参加率も8割を超える高いものでございました。その理由として参加者のニーズにあった講義、無理のない楽しい運動プログラムなどが考えられまして、事後のカウンセリングのときの参加者の声といたしましては、歩くことが楽になった、片足立ちがびっくりするほどよくなった。体が軽くなった。以前は駅のエレベーターを利用していたが、最近は階段で上り下りするようになったなどの声がございまして、十分な効果があったものと考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（原田剛君） 丁寧な御答弁、ありがとうございます。それでは、各項目について再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1項目目、後期高齢者医療制度について、丁寧な説明、ありがとうございます。その中で低所得者に対する軽減策で、御答弁の中で今まで都独自対策として「案」であったところが所得割について軽減策が講じられることになったということで、段

階的に軽減されるということですが、その辺をもう少し詳しく、具体的に内容を教えていただきたいと思います。

それともう一点、自己負担の割合で1割負担と一定所得以上の方、3割負担の方がいらっしゃると思いますが、現行老人医療制度と同様ということですが、その具体的な人数割がわかりましたら教えてください。

今回、こういった新しい制度ということで、今いろいろと説明をいただきましたが、なかなか高齢者にとってはわかりにくいものだと思います。高齢者にわかりやすく、広報を使って今までも行ってきたとのことですが、高齢者にわかりやすく、本当に噛み砕いて説明していかなければならないと思います。そういった中で今後どのようにして、4月からスタートしますが、短い期間ですが、高齢者に対して理解を進めていくか、その方針、方法をお聞かせいただきたいと思います。

次に、2項目目の高齢者福祉について、介護家族教室ということで、その重要性については同じ認識であるということによってよかったと思っております。実施内容として介護方法、介護予防、介護、健康づくり等の知識、介護技術を習得するための教室が実施されているということですが、実際に家族介護者教室ということで、平成18年度、19年度でどのくらい行われているか。どのように行われているか教えていただきたいと思います。

次に、介護予防について、要支援1、2の方の推移についてですが、要支援1の方が今のところ自立、現状維持というのが、大体足してみますと50%、重度化したという方が36%、その他が14%という割合でございます。介護2についても、自立、現状維持の方が70%、ここは結構多いと思いますが、重度化した方が24%、その他が9%ということで、先ほどおっしゃられたように平均すると25%ですか、4分の1から3割の方は重度化しているということで、介護サービスの面ではいろいろと高齢福祉課の方には配慮していただいているところが多いと思いますが、今後、要介護についても推移を調査する必要があると思いますが、その辺は次回に聞くことにしまして、やはり介護予防は大切だという同じ認識でございます。

介護予防というのを見ていきますと、要介護状態にならないように予防すること、要介護状態が悪化しないように予防することとあります。高齢者がいつまでも元気で生き生きと暮らしていけるように支援する、介護予防の取り組みが重要となっています。心身の機能低下が軽度で元気なうちから介護予防に取り組み、始めることが大切だと思われます。介護状態になってからは介護保険サービスを利用したのでは、なかなかもとの生活に戻ることは難しく、今度は手厚いサービスが必要になります。それよりも健康な期間を長く保つことができるように、早期に取り組み始めることが効果的で、要介護状態となった原因を見ますと、突然の病気よりも、徐々にぐあいが悪くなってきたという場合が大半で、加齢や病気、体調不良やけがなどをきっかけに筋力が衰え、心身の衰えることが原因と言われているとありました。

生き生きと自立した日常生活が送れるように、本当に介護予防、そういった意味では筋力トレーニングが重要だということが言いたいわけですが、その中で福祉センターで行われているということで、ただ筋力向上トレーニングの実施が3カ月、

3クルーで83人ということで、1クルー27人程度ということで、このような方たちを指導されている方というのはどういった方でしょうかということを質問したいと思います。

そしてまた、筋力、体力が改善されて、バランスや柔軟性の数値が増加したり、機能向上が見られるということですが、実際にどのくらいの項目を調査されて、どのような数値が、向上が見られているか教えていただきたいと思います。

それと、踏切の安全対策についてですが、いろいろとやっていただいております。牛浜西の踏切、ここはよく通るのですが、車道、歩道が本当に明確に分かれてカラー舗装されております。車に乗っていても本当にわかりやすいカラー舗装で、あそこを通るたびにすばらしいと感心しておりますが、これは福生市でやったものでしょうか。だとすると、このような踏切内の整備においてJRと福生市のすみ分けはどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。また今後、このようなカラー舗装を計画しているところはあるのでしょうか。以上、2回目の質問とさせていただきます。お願いします。

○副議長（羽場茂君） 4時5分まで休憩いたします。

午後3時52分 休憩

~~~~~

午後4時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽場副議長、お疲れさまでした。

お諮りいたします。

本日の会議は午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議は延長することに決定いたしました。

~~~~~

○市民部長（石川弘君） 後期高齢者医療制度につきまして、3点ほど再質問をいただいております。まず、所得割額の軽減策についてでございますが、均等割につきましては7割、5割、2割の軽減対策が図られることとなっておりますが、東京都では区市町村の一般財源を投じて、さらなる独自軽減策として低所得者に対しまして所得割につきましても軽減を図ることが本年2月の東京都広域連合議会で決定されたところでございます。

その内容でございますが、厚生年金の平均的な収入208万円、所得にいたしますと55万円になりますが、そこまでの方につきましては段階的に軽減に応ずるもので、所得階層15万円、年金収入で168万円までの方は4分の4減額、つまり全額を減額するものでございます。所得階層20万円、年金収入で173万円までの方は4分の3、75%の減額、所得階層40万円、年金収入で193万円までの方につきましては4分の2、半額の50%の減額、それから、所得階層55万円、年金収入208

万円までの方は4分の1、25%を減額いたそうとするものでございます。

2点目の窓口の自己負担割合でございますが、今年1月末の状況では1割負担が4087人、3割負担が495人で、約10%の方が3割負担となっております。

次に、3点目の今後のPR等についてでございますが、昨年、2回ほど広報でこの医療制度のお知らせはしているところでございますが、後期高齢者医療制度の概要等の説明でございました。また、2月には出前講座の一つでございますが、2回ほど地域に出向きまして高齢者の方にこの制度の説明をしたところでございますが、対象者全員への説明までは至っておりません。

それから、詳細の決定がおくれている中で、3月の広報にはこの制度のQ&Aの方式で掲載をさせていただきました。また、中旬にお送りする予定の被保険者証と一緒に、この制度の内容を説明した小冊子を同封する予定としております。今後とも75歳への移行、あるいは更新等いろいろな手続がございますので、余り役所言葉はなるべく使わず、かつわかりやすく市民の皆さんにPRを継続をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、高齢者福祉につきまして何点か再質問にお答えさせていただきます。

家族介護者教室の参加者ですが、18年度25人、19年度、これは見込みでございますが、現時点で17人という状況でございます。

それから、筋力向上トレーニングの指導者ということでございますが、これは健康運動指導士というふうに言われている方でございまして、個人の体力や生活に応じまして、安全で効果的な運動プログラムを作成し、またこれを指導すると、そういった職種ということになっております。

それから、測定項目と言いますか、考課項目ですが、体力測定、あるいは形態計測、健康調査、個別のカウンセリングを基本といたしました運動処方と運動実践指導、具体的に申し上げますと血圧だとか脈拍、体重測定、ウォーキングの時間だとか、エアロバイクの時間だとか回数、そういったことだというふうにお考えいただければと思うのですが、それが測定項目というようなことになってございまして、数字的な効果ということでございますが、数字的な効果という具体的なことで例えば申し上げますと、ある方は血圧で教室の参加前が、上が171で、下が94だったのが、参加後は上が130で、下が80になったと、これは必ずしもこれだけでそうだったかどうかわかりませんが、そんな結果がちょっと報告されておりますし、また、体力、あるいは筋力の面では歩行者の歩行能力、ほとんどの方が歩く時間が短縮をされたというようなことが見られております。また、体重とか体脂肪、特に大きな変化は見られなかったようですが、筋力の柔軟性と言いますか、また体の動きやすさと言いますか、そうしたものがよくなったというような報告を受けております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 原田議員さんの再質問にお答えいたします。青梅線の牛浜西踏切の施行するに至った経過と、今後、同じような整備を予定している場所はあるかと、このようなことでございますが、牛浜西踏切につきまして、この踏切は牛浜駅から西側でございまして、福生駅寄りの最初の踏切で、三小の方向へ向かう

道路で、牛浜北通りと言われているところをごさいますて、この踏切は国で指定している緊急対策踏切でごさいますて、平成22年度までの期間に、何らかの対策を講ずる必要があるとされておるわけですが、側溝対策といたしましてＪＲと協議・調整を行う中で、道路形態を確保する意味で外側線とカラー舗装の設置をすることとなりました。

具体的な整備に当たってはＪＲ八王子支社と協議を行い、今回は比較的規模が小さいため市で施行できるとのことから、カラー舗装の工事は市で施行し、工事中の軌道式内の安全確認のための軌道見張り員の配置についてはＪＲで行うこととして調整し、実施をいたしたところをごさいます。

また、そのほかで志茂踏切、青梅線と福生第二踏切、八高線も緊急対策踏切となっておりますが、この二つの踏切の現状についてですが、志茂踏切、青梅線は現在、多摩橋通りとして東京都施行で拡幅工事に向けて、アンダーパス化が予定されておりますが、現在用地買収に入っているという現状でごさいます。福生第二踏切、八高線につきましては、保健センター前の通りを国道16号線に向かって自由広場前の踏切でごさいますて、将来的には市施行でのアンダーパス化予定路線となっているところでごさいます。

なお、この2路線とも当面の対応として牛浜西踏切と同じような整備をすることで、交通管理者であります福生警察署と協議を行いました、この二つの踏切とも前後の道路の幅員よりも踏切内が狭くなっているということがございまして、外側線を設置してカラー舗装することとなりますと、かえって危険を伴うという見解で実施をしないこととなりましたので、現時点では牛浜西踏切と同じような整備を予定している踏切はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（原田剛君） 後期高齢者医療制度について再々質問と言いますか、先ほど、各階層においてこれぐらいの軽減割合が出たということでごさいましたが、4階層でそれぞれ軽減されるということで割合が言われておりましたが、実際、所得割、均等割を考えた場合に、国保税と比べて各階層で高くなるのか安くなるのか、その辺をお聞きしたいと思います。以上、1点だけお願いします。

○市民部長（石川弘君） 国保との比較では、軽減策を講じたことによりまして年収168万円の場合、7240円ほどの減額となっております。

○6番（原田剛君） 御答弁、ありがとうございます。それでは、3項目について要望を述べさせていただきたいと思ひます。

先ほど言われました診療を受けた1割負担になる方が、全体では9割ぐらいになるのではないかとありますが、このところが一番心配される場所ではないかと思ひます。高齢者にとってやはり保険料が払える、払えない、そういった一番心配となる場所でごさいます、先ほど短期保険証、資格証発行は極力発行しないで、十分相談を受けると言われておりましたので、その辺は慎重に対応をお願いしたいと思ひます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化とともに今後ますます増大すると見込まれる高齢者の医療費について、医療費を安定的に確保するため、現役世代と高齢者の負担を

明確にし、世代間で負担能力に応じて公平に負担する仕組みです。また、国民健康保険は市町村単位で運営されるものですが、後期高齢者医療については都道府県の単位ですということ、市町村間の保険給付、あるいは税負担の格差を解消するとともに、運営の安定化が図られていくものと言えます。これは国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものにするため、懸命になって創設し、必要不可欠な医療制度の一つです。この新しい医療制度について本当に高齢者にわかりやすく、理解していただけるように今後も図っていただきたいと要望いたします。

次に、高齢者福祉については介護教室の認識でございますが、これについては18年度25人、19年度17人予定ということでございますが、本当に介護に疲れた家族というか、いろいろなストレスがたまっていくものということで、いろいろな交流とか必要ではないかと思ひますし、また、介護方法や予防や、そして介護者の健康づくり、そういった知識、技術を教えることが大切ではないかということで、今後とも家族介護教室ですか、そういったものをお願いしたいと思ひます。

それで、最初にやはり高齢者のための在宅サービス、こういった中に入っていないので、どうしてもやはりそういうものを行っているかなという形で質問させていただいたわけでございます。そういった意味で、こういったものに載せていただくとか、ある程度広報で集めていただく、そういったものが大切ではないか。そしてまた認知症に対してももしその中でできるのであれば、またやっていただければと思ひます。

そして、筋力トレーニング事業についていろいろ改善されているということで、歩行能力とか血圧とか言われておりましたけれども、そういった数値の向上が見られているということで、いろいろと今後ともお願いしたいと思うところでございますが、3カ月の期間を切って、集中的に行うことが必要ということでやられていると思ひます。あとは各自で行ってくださいという形になってしまいますが、よほど意識が高くないと継続は難しいのかなというところがあります。

以前、12月議会でも1度述べさせていただいたのですが、市民厚生委員会で視察に行った会津美里町で、うんどう教室というのをやっていたりして、それが最初は指導員の方が指導している中で、参加者で高齢者の中でリーダー的になれる方、こういった方に指導員が教えて、そしてその方がまた指導していき、またその指導員をふやしていくというやり方をとっていて、非常に効率的だなというふうに思ひました。

それで、雨天時にはそういった会津美里町の役場でないホールで、あいているところで、そういった教室を続けていっているということで、会場さえあれば3カ月と言わず1年、継続できるものができないかなというところでございます。となると、どうしてもやはりスポーツ振興課で行われています中央体育館や地域体育館で健やか体操教室やのびのび教室などを行っている、こういったことを言われるかもしれませんが、高齢者の方は一つのグループに入ってしまうとなかなかほかのグループに行くということが難しく、やはりそういった点では筋力向上トレーニングに参加された方が引き続きできるような、スポーツ振興課に引き渡しできるような橋渡しと言ひますか、そうやって継続できるような形でやっていくシステムづくりというものをお願いしたいと思ひますし、また、福祉センターを使って、福祉バスも運行するというこ

とでございますので、そういった点では福祉センターが中心的な存在になっていくのではないかとということで、また運動教室などを継続してできるような形があれば、今後も運動機能維持や筋力維持ということで介護予防という点で、先ほどいろいろとお聞きしましたが、要支援に移行する前を食いとめる、そういったことができるのではないかとということで、そういった点も要望したいと思います。

あと、踏切の安全対策についてはいろいろと対策を打っていただいています。また、そういった点では交差点のところについてもやはり危ないなと思うのですので、また気がついた点は今後、要望を個別にしていきたいと思います。

あと、今後カラー舗装等の予定はないということで、踏切道は安全確保するために市と都とＪＲ東日本が連携して着実に進めることは不可欠であります。御答弁にあったようにまだまだボトルネックの踏切があります。特にいなげやの福生銀座店のそばの横田水源踏切などは、もう踏切が開くと一斉に歩行者と自転車が車道側にばっと出るような感じで、本当にいつ事故が起こるかなというのが心配で不安な場所でもあります。前にも要望しましたが、引き続き八高線福生第３号、福生第２号、福生街道、教会踏切、また青梅線では横田水源、奈賀、本町踏切というところを引き続き要望して、踏切事故のない、安全で安心なまちを目指して、踏切道における交通安全対策を今後ともお願いしたいということを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、１８番大野悦子君。

（１８番 大野悦子君質問席着席）

○１８番（大野悦子君） よろしくお願ひします。環境行政について、２項目について、環境行政の成果について、エコライトハウスの成果と今後についてということで一般質問をさせていただきます。

福生市では、平成１５年度に環境基本計画を策定し、環境施策の一つとして平成１６年度に福生市地域新エネルギービジョンを策定しました。そして、平成１７年度には福生市地域新エネルギー詳細ビジョンを策定しました。特に、詳細ビジョンの４９ページ、各目標年次までの考え方として、２０１０年までにはということで検討課題がまとめられています。皆さん、御存じだと思いますが、少し紹介をさせていただきます。

「２０１０年、平成２２年までに事業所や工場の省エネルギー、家庭においては高効率家電、高効率給湯器などへの買い換えや、省エネルギー住宅の普及、クリーンエネルギー自動車や軽自動車への買い換えなどを確実に進めていくことが、２０１０年までの対策の中心になる。そのためには、普及啓発だけでなく、関連する事業者への協力要請や市民ぐるみで普及を支えていくようなしくみ、場合によっては経済的なインセンティブも必要でしょう。

また、太陽光発電等新エネルギーの２０１０年以降の本格的な普及に向けて条件を整備していくことも必要である。

具体的には、設置価格低下への取り組み、省エネルギーと組み合わせた設置の推進、

設置者を優遇する制度の設立などである。また、今後、本格的な普及に向けた電力の安定運用システム技術の調査や実証試験もあわせて進めていく必要があるでしょう。

一方、天然ガスを使ったコジェネレーションシステムは、事業所・工場を中心に省エネルギーを進めるESCO事業の中に組み入れていくことで普及を推進し、そのための事業主体を地域に設立していくことが考えられます。

なお、市ではこのような取り組みに先駆けて、この春、完成予定の新庁舎に省エネルギー工法や設備、さらには天然ガスコジェネレーションシステムや太陽光発電、地中熱利用システムなどの新エネルギー導入を計画をしました。今後、導入場面での課題や導入後の効果等のデータ整理を行い、市内の他の公共施設、事業所、そして住宅などへの普及に弾みをつけるための研究、情報発信を手がけていきます。

また、自動車の利用削減のためにキャンペーンなどの普及啓発のほか、有効な公共交通システムのあり方やルート選定などを進めていくことも必要となる。

このような個別施設での新エネルギー、省エネルギーの実績値や、エネルギー効率の良いまちづくりについての考え方、あり方についての調査を進め、次期総合計画にこれらの施策を反映していくことも検討する」とあります。

特に、新庁舎には幾つかのCO<sub>2</sub>削減策を取り入れ、環境に配慮したまちづくりを推進していると思います。そしていろいろな成果を挙げているわけですから、その中で特に成果があったと思うものについてどのようなものがあったのかを伺います。

第2点目として、詳細ビジョンによって市と商工会と事業者との共同により、エコライトハウス事業が実施されていますから、その事業として共同による事業運営の成果が福生市での見本となる事業と思っていられるでしょうか、その成果をどのように思われているかを伺います。

また、今後、CO<sub>2</sub>削減のため、どのような施策を展開していくのか、今後の方針について伺います。

以上、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 大野(悦)議員さんの御質問にお答えをいたします。

環境行政についての1点目、環境行政の成果についてですが、福生市では平成15年に「福生市環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策として枠組みの明確化、省エネルギー・省資源の促進、クリーンエネルギーへの転換などの方向を示させていただきました。平成16年度には、福生市地域新エネルギービジョンを策定し、二酸化炭素換算で、温室効果ガスを2030年には50%削減するなどという目標値を設定をいたしております。

その後、環境フォーラム等、参加者の方々から目標設定に対しもう少し具体的な計画が必要ではないかとの御意見をいただき、17年度に福生市地域新エネルギー詳細ビジョンを策定をいたしました。詳細ビジョンでは太陽光発電、太陽熱温水器など新エネルギー・省エネルギー機器の普及の具体的な目標数を掲げ、2030年までの方向性を示しております。

平成18年度、市では福生エネルギー市民会議、商工会、市内事業者に働きかけま

して、福生スクラム・マイナス50%協議会を設立し、環境省の施策「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に応募いたしました。これが平成18年12月に採択され、3カ年事業としてスタートをしております。

計画づくりの段階は終わりました、協議会の事業という形で地球温暖化対策を進めるための具体的な事業展開という段階に来ているところでございます。協議会の事業のうちハード事業としては、環境に優しいモデルの役割を事業主や戸建て住宅に担っていただく、エコライトハウス事業を行っております。平成19年度には市内の食品製造業において天然ガスコジェネレーションシステムの利用で、年間約114トンのCO<sub>2</sub>の削減を、特別養護老人ホームでは太陽熱温水器とヒートポンプで年間約97トンのCO<sub>2</sub>の削減の予定をいたしております。また、戸建て住宅におきましても、3戸の住宅の窓・断熱材などを取りかえることで省エネ住宅への転換の予定をしております。

また、ソフト事業では環境家計簿ソフトの開発、省エネアドバイザー講座や技術者支援セミナーなどの実施をいたしております。

現在、建設中の新庁舎の地球温暖化対策につきましては、太陽光発電システム、天然ガスコジェネレーションシステム、地熱利用熱源システムなど、あわせて11の省エネ対策を実施しております。省エネ対策に伴う二酸化炭素の削減量は106.5トンの予定でございますが、これは実際に動き出して、どんなふうな数値に変わっていくかということになるかと思います。

次に、2点目のエコライトハウスの成果と今後ということでございます。地球温暖化対策は地球規模の課題と申し上げてよろしいわけで、世界で取り組むべき課題でございます。それを解決するためには一人一人の市民の方々の取り組み方や意識の問題が非常に大事でございます、また、事業者の方々が企業としてどのように貢献していくかという問題も非常に大きいわけであります。そういう意味では地域からの取り組みというものが非常に大きな意味を示してくるだろうとこう思っております。

そういう意味で、協議会は福生市においても今までにない新しい形で市民の方々、事業者の方々、行政も含めたいろいろな立場の人たちが力をあわせて、共通する課題、地球温暖化対策を含めました省エネルギー対策というものに取り組んでいただいているわけございまして、こういう意味では非常に意味が大きいと、こんなふうに思っております。

また、今後の二酸化炭素削減に向けた方策や展開ということでございますが、地球温暖化対策は一般家庭や事務所などの民生部門、製造業などの産業部門、自動車を中心とします運輸部門、それぞれの対策がきちんとされていくことが必要でございます、それぞれの省エネルギーを推進するということが第一に大事でございますが、同時にともに協力し合うこと、あるいはそれが総体としてまとまっていくということも大事でございます。したがって、市といたしましては、福生スクラム・マイナス50%協議会に参加し、そして省エネ住宅へのリフォームや省エネ機器、あるいは新エネルギーの普及、またはエコライトハウス事業を進めているわけございまして、それらの上にさらにソフト事業を含めて推進していくということで、形が見えてくるのではな

いかという思いをしております。

また、現在実施させていただいておりますこの環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」は3カ年事業でございます、その結果をとりながら、今後、モデル事業をベースといたしまして、事業後の方向性の検討をしていくこととなってまいります。

以上で、大野（悦）議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○18番（大野悦子君） ありがとうございます。何点か、再質問をさせていただきます。

現在、建設中の新庁舎、あちこちで、いろいろな意味で話題となっております。特に省エネ対策に伴う二酸化炭素の削減量、先ほどの御答弁で106.5トンと予定されているというふうにありました。太陽光発電システム、天然ガスコジェネレーションシステム、地熱利用、熱源システムなど、あわせて先ほど11の省エネ対策を実施しているとの答弁だったのですが、主なものについてもう少し詳しくお聞かせをいただきたいというふうに思います。

省エネ対策、例えば建物等いろいろな話題なのですが、省エネ対策の建築としてもその売りとなるような、そのようなものをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、太陽光発電や太陽熱利用をもっと市民の皆さんに浸透させるために、市として積極的な補助制度の導入などをする必要があると思いますが、今後そのような考え方について少し具体的にお聞かせをいただきたいと思います。2点についてよろしくお願いいたします。

○総務部参事（田中益雄君） それでは、大野（悦）議員さんの再質問にお答えいたします。

新庁舎におけます環境・省エネ対策の内容でございますけれども、今お話にありました三つの対策のほかに耐震壁ユニットによります日射遮へい効果、丘の広場の屋上緑化、あるいは雨水再利用システム、また、外壁屋根の外断熱、居住空間を空調いたします床吹き出し空調システムの採用、自然光を多く取り入れまして照明コストの削減、それから、ルーバーという一種のブラインドでございますけれども、これにつきましては魔法瓶効果といって、外の熱をためることによって夏は涼しく、冬は暖かくというそんな対策をとっております。また、空調に関係します全熱交換機による省エネ対策、これらを入れまして、以上が11の対策の内容でございます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、2点目の太陽光発電や太陽熱利用の補助制度についてでございますが、地球温暖化対策として太陽光発電や太陽熱利用は自然エネルギーということになりますが、現在進めておりますエコライトハウスには補助金といたしましては、太陽熱利用は該当しておりますが、太陽光発電は対象とはなってございません。太陽光発電は昨年の秋でございますけれども、自然環境保護、地球温暖化防止対策の普及啓発を図ることを目的といたしましたオール東京62市区町村共同事業、みどり東京温暖化防止プロジェクトの助成金を利用いたしまして、1キロワット5万円、上限15万円の補助を行ったところでございますが、市民の方からお

話はいろいろとお伺いをいたしましたけれども、正式な応募はございませんでした。

太陽光発電は自然エネルギーとしてはすぐれておりますが、補助金として支出いたしましても価格面で二の足を踏まれた方が多かったように感じております。補助制度につきましては国や東京都の地球温暖化対策と大変関連することが多くございますので、今後連携を図りながら、太陽光発電や太陽熱利用の普及に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○18番（大野悦子君） ありがとうございます。それでは、補助制度を積極的にぜひ導入をしていただきたいということで要望をさせていただきたいと思います。このことにつきましては、先ほどの再質問の答弁でも正式な応募がなかったとか、取り組みの件数が少なかったとかいろいろありましたけれども、あるいは、補助金をいただいてもそれでもかなりな負担額があるとか、いろいろな事情はあるというふうに思いますが、せっかく掲げた福生市のものにつきまして、いろいろなところからやはりすごくいい話だということで、いろいろ私どもも聞かれたりすることがあります。わかりやすく、またいろいろと取り組みやすい具体的な市民へのPRと同時に、あらゆる――先ほど国や東京都の地球温暖化対策と関連するところというふうなお話もありましたけれども、あらゆる手法で、この補助制度をさらにぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、ぜひとも積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は3月6日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時43分 延会

